

第2期
長岡市子育て・育ち“あい”プラン
【計画骨子案】

はじめに

目 次

第1部 総 論	1
第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 策定体制	4
第2章 長岡市の子どもを取り巻く状況	6
1 子ども・子育てに関する各種制度等の動向	6
2 子どもの状況	8
3 家庭・保護者の状況	14
4 課題の整理	21
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 基本理念と基本的視点	23
2 施策体系	24
3 施策の展開	25
4 計画の推進	31
第2部 次世代育成支援にかかる施策の展開	33
第3部 子ども・子育て支援事業計画にかかる量の見込みと確保方策	35
第1章 量の見込みの算出・確保方策の検討にあたって	37
1 教育・保育提供区域の設定	37
2 第1期計画の進捗状況	39
3 児童数の推計	41
第2章 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	44
第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	45
第4章 放課後子ども総合プラン	46
第4部 子どもの貧困対策の推進（子どもの貧困対策推進計画）	47
序章 子どもの貧困を取り巻く状況	49
1 国・県の動向	49
2 子どもの貧困に関する指標	50
3 子育て世帯の生活に関する調査（生活実態調査）の結果概要	53
4 子どもの貧困対策にかかる課題	64
施策体系	66
第1章 子どもへの応援	67
1 子どもの健全な育成支援の充実	67

2	学習・進学支援の充実	68
3	居場所づくりの推進	69
第2章	保護者・家庭への支援	70
1	妊娠期からの切れ目のない支援	70
2	就労・生活支援の充実	71
3	経済的支援の充実	72
第3章	包括的な支援体制の構築	73
1	相談窓口の充実・連携	73
2	子どもの貧困に対する理解の促進	74

第 1 部

総 論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

長岡市（以下、「本市」という。）では、すべての子どもたちの健やかな成長を支援するため、平成27年（2015年）3月に「長岡市子育て・育ち“あい”プラン」（以下、「第1期あいプラン」という。）を策定しました。第1期あいプランは、平成24年（2012年）8月に制定された子ども・子育て支援法に基づく計画として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」にも位置づけ、次世代育成にかかる施策を継承しています。

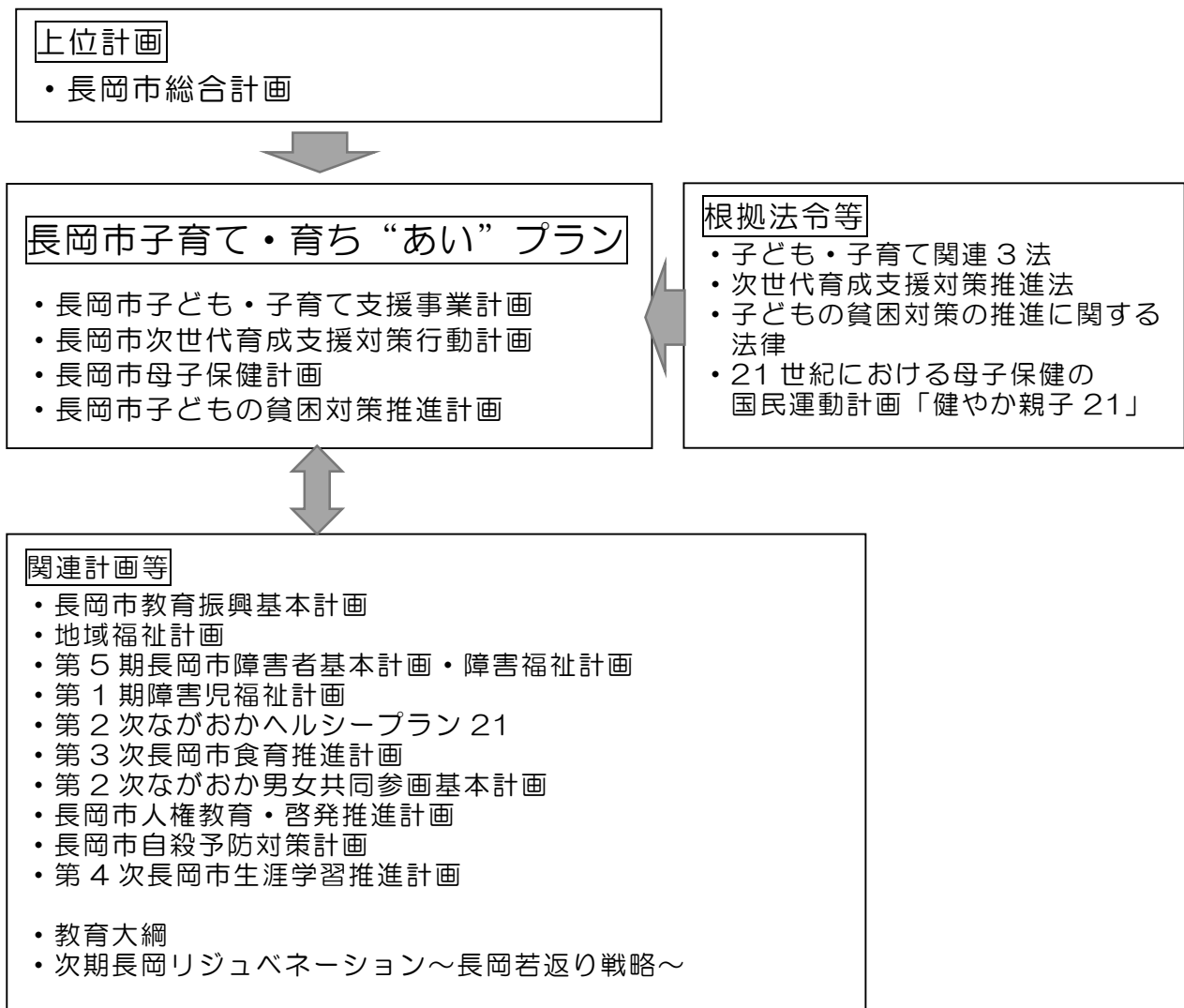
この第1期あいプランが令和元年度（2019年度）末で終了することから、子ども・子育て家庭に取り巻く状況の変化に対応し、抱えている課題や困難等に寄り添いながら、子どもの最善の利益を実現するための包括的な支援を計画的に推進するため、令和2年度（2020年度）を初年度とする新たな「第2期長岡市子育て・育ち“あい”プラン」（以下、「第2期あいプラン」という。）を策定することとします。

2 計画の位置づけ

第2期あいプランは、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」に位置付けます。

また、令和元年6月の子どもの貧困対策推進法の改正で努力義務とされた「市町村計画」に位置付け、新たに見直された「子どもの貧困対策に関する大綱」が示す施策の方向性を踏まえ、子どもの貧困対策の視点による取組を推進する施策を示すものとしします。

なお、本市市政の最上位計画である「長岡市総合計画」の上位計画の方向性を踏まえるとともに関連分野の個別計画との整合性を図るものとしします。



3 計画期間

第2期あいプランの計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

4 策定体制

(1) 長岡市子ども・子育て会議

長岡市子ども・子育て会議条例に基づき設置した子ども・子育て会議において、市長からの諮問に応じて計画内容について審議を行いました。

(2) 長岡市子ども・子育て会議ワーキング会議

(3) 市民アンケート調査

①長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査

第2期あいプランの策定にあたり、子育て家庭の実態や教育保育事業、子育て支援施策などに対するニーズを把握し、参考資料とするために実施しました。(以下、ニーズ調査という。)

実施概要は以下のとおりです。

○ 調査対象：市内在住の未就学児及び小学生のいる家庭の保護者

：市内の中学校・高校に通学する中高生本人

○ 調査期間：平成30年11月21日～平成30年12月10日

○ 調査方法：

種別		調査方法
未就学児保護者	0～2歳	郵送配付・郵送回収（無作為抽出）
	3～5歳	通園している各施設にて配布・回収（クラス指定）
小学生保護者		各学校を通して配布・回収（クラス指定）
中高生本人	中学生	各学校にて配布・回収（クラス指定）
	高校生	各学校にて配布・郵送回収（クラス指定）

○ 配布・回収：

種別	配付数	回収数	回収率
未就学児保護者	1,495票	967票	64.7%
小学生保護者	1,546票	1,427票	92.3%
中高生本人	656票	428票	65.2%

②長岡市子育て世帯の生活に関する調査

子育て世帯の日頃の暮らしや保護者の就業・所得の状況、健康状態、子育ての悩み等を把握し、未来を担う子どもたちの学びや育ちを支えるための計画を策定する際の参考とすることを目的に実施しました。（以下、生活実態調査という。）

実施概要は以下のとおりです。

- 調査対象：市内在住の18歳未満の子どもがいる家庭の保護者4,000名（無作為抽出）
- 調査期間：平成30年8月7日～平成30年8月20日
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配布・回収：

種別	配付数	回収数	回収率
合計	4,000票	2,103票	52.6%

（４）パブリックコメント

第2章 長岡市の子どもを取り巻く状況

1 子ども・子育てに関する各種制度等の動向

(1) 子ども・子育て支援制度

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、「子ども・子育て支援法」が制定されました。

平成29年6月の改正では、子育て安心プランを踏まえ、2020年度末までに待機児童を解消すること、2022年度末までの5年間で25～44歳の女性の就業率80%に対応できる約32万人の受け皿を整備することが求められています。

令和元年5月には、3歳から5歳児については原則として全ての世帯で、0歳から2歳児は住民税が非課税となる所得の低い世帯を対象に認可保育所や幼稚園などの利用料を無料とする改正を行っています。

(2) 児童虐待防止対策の強化と社会的養護

児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすものであるとの認識のもと、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されました。

昨今の児童虐待の社会問題化を背景に、平成28年に児童福祉法が改正され、その理念として、子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することが明確化されるとともに、虐待の発生予防に向けた妊娠から子育て期までの切れ目のない支援や虐待発生時の迅速・的確な対応ができる体制の整備、養子縁組里親の法定化等が盛り込まれています。

さらに、国では平成30年7月に児童虐待防止対策の緊急総合対策を決定したほか、令和元年6月、児童虐待防止法等が改正され、児童相談所の体制強化と併せ、親による体罰の禁止が盛り込まれています。

(3) 子どもの貧困対策

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年6月に成立しました。

令和元年6月の改正では、その目的・基本理念に、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神にのっとり推進すること、子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優

先考慮され、健やかに育成されることなどが明記されるとともに、市町村による子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされました。

(4) 子どもの権利と合理的配慮

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」とは、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、平成元年の第44回国連総会において採択され、翌年に発効しており、日本は平成6年に批准しました。条約では、子どもに関わる全ての活動において、子どもの最善の利益を第一に考慮されることがうたわれ、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

また、平成30年度を初年度とする「第4次障害者基本計画」では、障害者権利条約の理念に基づき、障害を理由としたあらゆる差別の解消や「合理的配慮」の提供の確保に向けた取組が示されています。

(5) 地域共生社会の実現

国は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

地域共生社会の実現に向けて社会福祉法が改正され、市町村は住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の整備に努めることが規定されました。

(6) 働き方改革の推進

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を目的として働き方改革が進められ、関連法が令和元年4月から順次施行されています。

関連法では、時間外労働の上限規制や正規雇用労働者と非正規雇用労働者との不合理な待遇差の禁止等が規定されています。

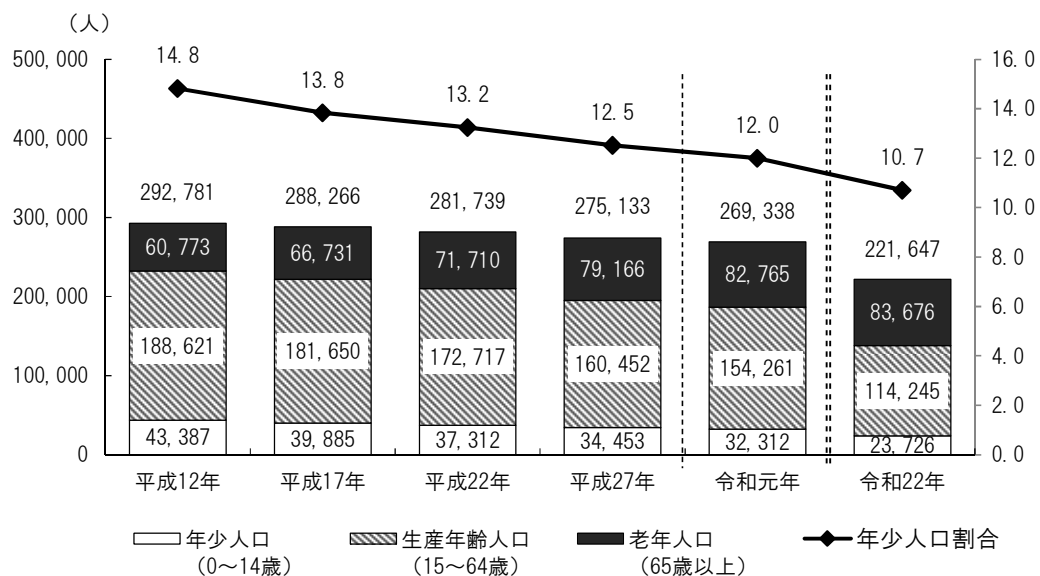
2 子どもの状況

(1) 少子化の進行

全国的に人口減少、少子高齢化が進行する中、本市においても同様の傾向で推移しています。平成12年の年少人口が43,387人、総人口に占める割合が14.8%でしたが、40年後の令和22年には同23,726人、10.7%まで減少すると推計されています。

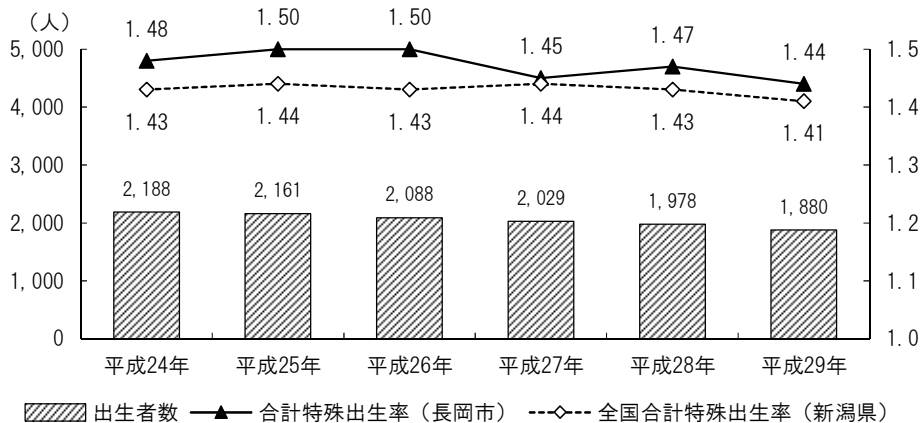
近年の合計特殊出生率の推移をみると、本市は新潟県より高い水準で推移していますが、県が概ね横ばいで推移する中で本市はやや減少傾向にあり、その差が縮まっています。

■ 年齢3区分別人口及び年少人口割合の推移



資料：平成12年から平成27年は国勢調査、令和元年は住民基本台帳人口（各年10月1日）
令和22年は国立社会保障・人口問題研究所による推計値

■ 出生及び合計特殊出生率の推移

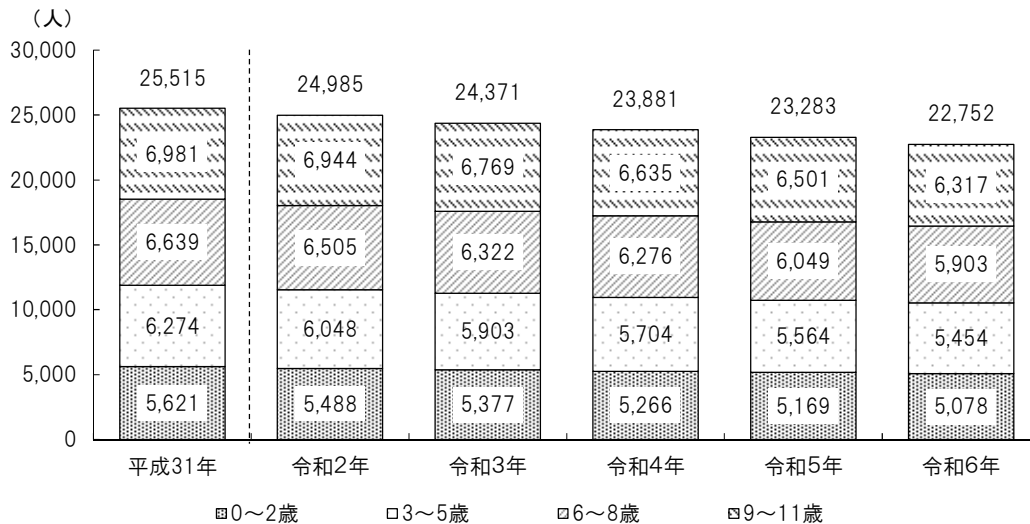


資料：県福祉保健部「福祉保健年報」

(2) 児童数の推計

計画期間における本市の児童数をコーホート変化率法により推計すると、0～11歳人口は、計画最終年度の令和6年度には22,752人となり、平成31年時点から2,763人（10.8%）減少すると見込まれます。

■ 計画期間の推計児童数（各年4月1日）



資料：平成31年は住民基本台帳人口の実績

令和2年以降はコーホート変化率法による推計値

(4) 生活習慣等の状況

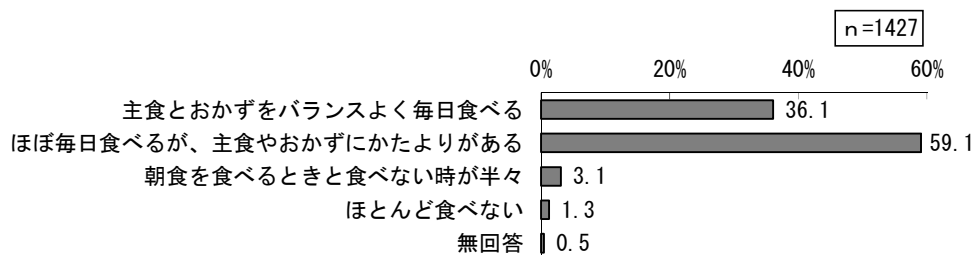
ニーズ調査により、小学生の保護者に子どもの生活習慣等についてうかがったところ、朝食については、「ほぼ毎日食べるが、主食やおかずにかたよりのある」が約6割と高くなっています。

また、就寝時間は、「22時ごろ」が最も高く、次いで「21時半ごろ」、「21時ごろ」と続いています。

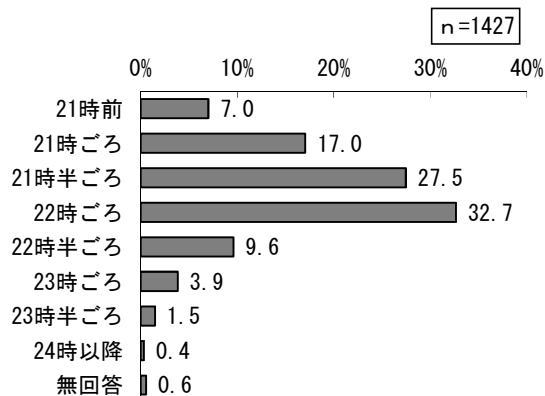
家でのお手伝いについては、「ほとんど毎日手伝う」が約2割、「時々手伝う」が約7割、「手伝わない」が約1割となっています。

子どもが学校に行くことを楽しみにしているかどうかについて、「とても楽しみにしている」と「少しは楽しみにしている」を合わせた『楽しみにしている』が9割弱、「どちらともいえない」「あまり楽しみにしていない」「まったく楽しみにしていない」を合わせると1割強となっています。

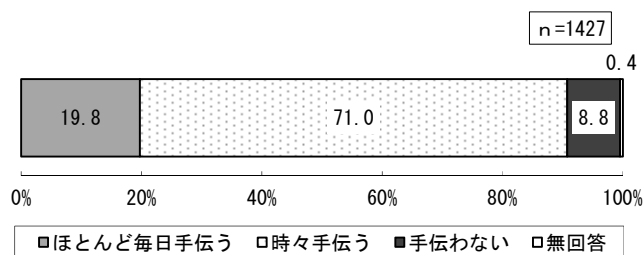
■ 子どもの朝食の摂取状況（小学生保護者調査）



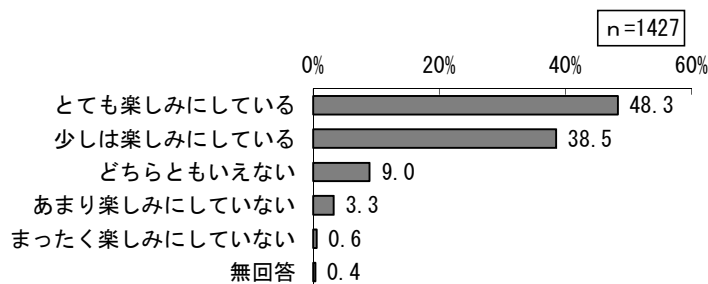
■ 子どもの平日の就寝時間（小学生保護者調査）



■ 子どもの家でのお手伝いの有無（小学生保護者調査）



■ 子どもが学校へ行くことを楽しみにしているか（小学生保護者調査）



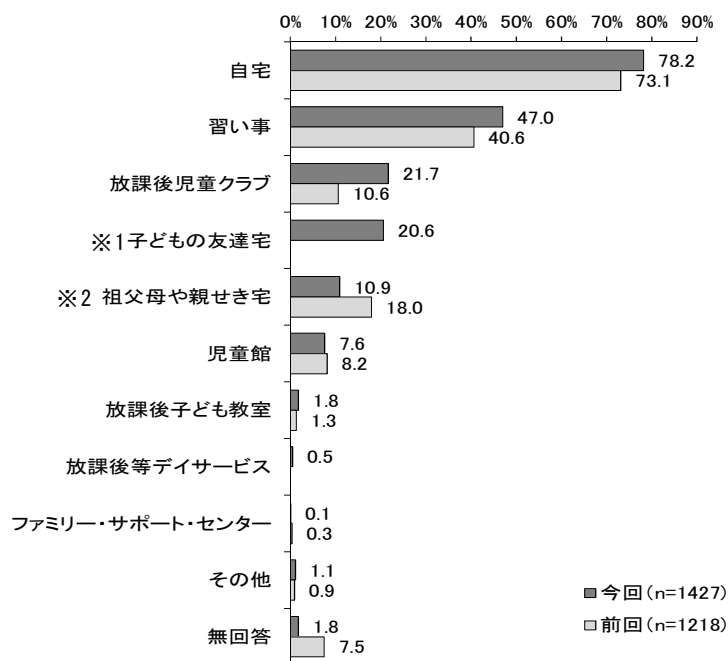
資料：長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査（H30）

(5) 放課後の居場所

ニーズ調査において、小学生をもつ保護者に、子どもの放課後の居場所の現状と希望をうかがったところ、「自宅」「習い事」「放課後児童クラブ」「子どもの友達宅」等の割合が高く、前回と比べて「放課後児童クラブ」の割合が増えています。

中学生・高校生が放課後や休日に過ごしたい場所等について、気軽におしゃべりできる場所や一人でゆっくりと過ごせる場所等の割合が高くなっています。

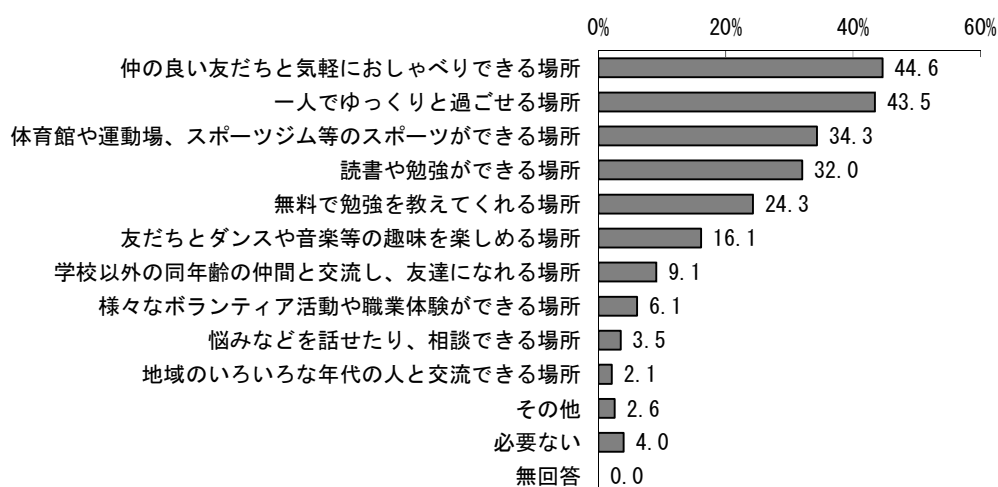
■放課後の過ごし方（小学生保護者調査）



※1 前回調査には選択肢なし

※2 前回調査は「祖父母宅や知人・友人宅」

■放課後や休日に過ごすのにあればいい場所・サービス（中学生・高校生本人）

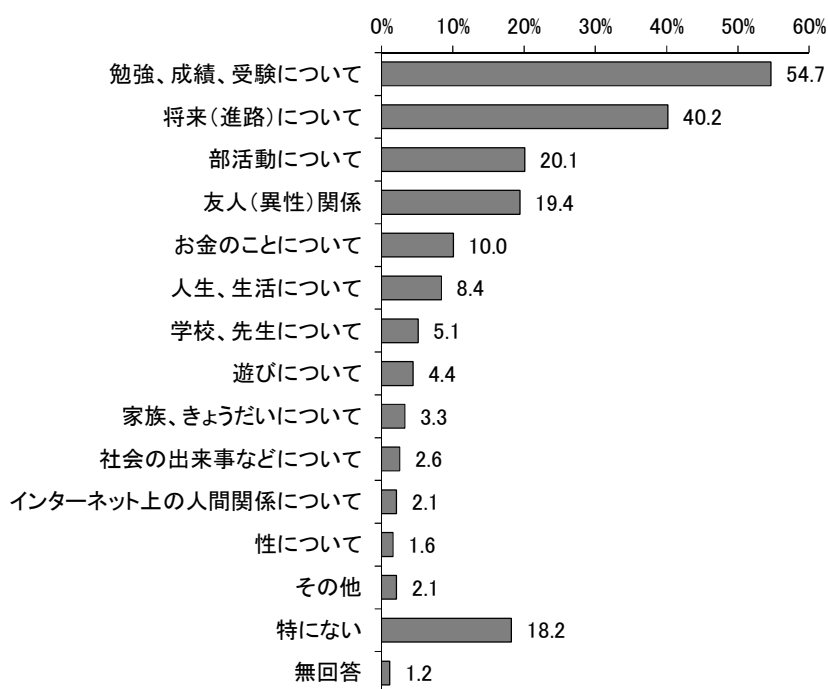


資料：長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査（H30）

(6) 悩みや不安

中学生・高校生本人に、最近、よく考えることや困っていることについてうかがったところ、「勉強、成績、受験について」が最も高く、次いで「将来（進路）について」、「部活動について」、「友人（異性）関係」が続いています。「特にない」と回答した人は2割弱となっています。

■最近、考えたり困ったりしていること（中学生・高校生本人）



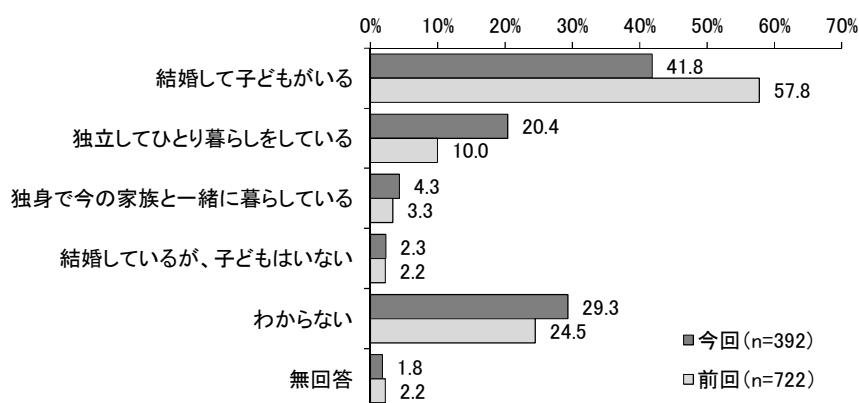
資料：長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査（H30）

(7) 将来のイメージ

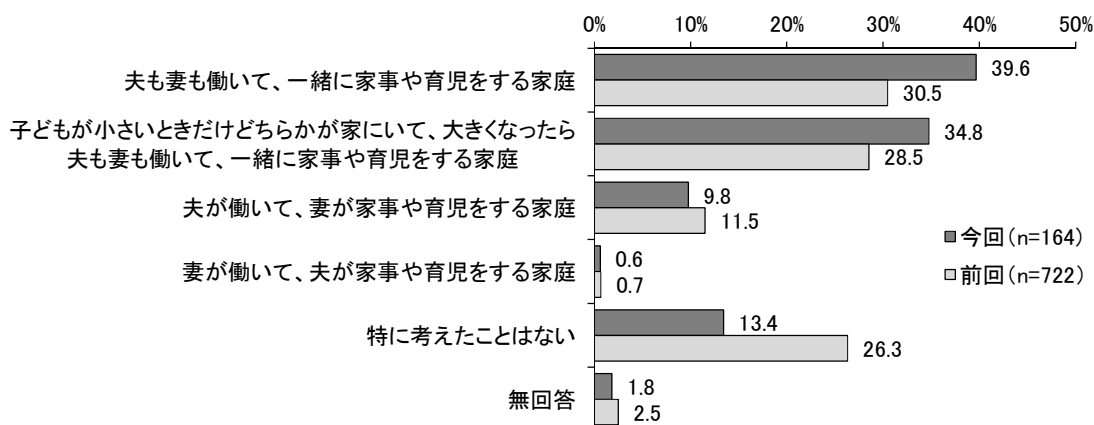
将来の自分について、「結婚して子どもがいる」と回答した人は4割強で、「わからない」が約3割、「独立してひとり暮らしをしている」が約2割となっています。前回調査と比べると、「結婚して子どもがいる」が減少し、「独立してひとり暮らしをしている」が増加しています。

「結婚して子どもがいる」と回答した人に、将来つくりたい家庭像についてうかがったところ、共働きで一緒に家事や育児をする家庭と回答した人が7割強で、前回調査より増えています。

■ 将来の自分について（中学生・高校生本人）



■ 将来つくりたい家庭像（中学生・高校生本人）



資料：長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査（H30）

3 家庭・保護者の状況

(1) 家族構成の変化

本市の世帯構成をみると、全国と比べて核家族世帯の割合がやや低く、18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は15.8%となっています。

母子世帯、父子世帯は増加傾向にあります。全国と比べると一般世帯に占める割合はやや少なくなっています。

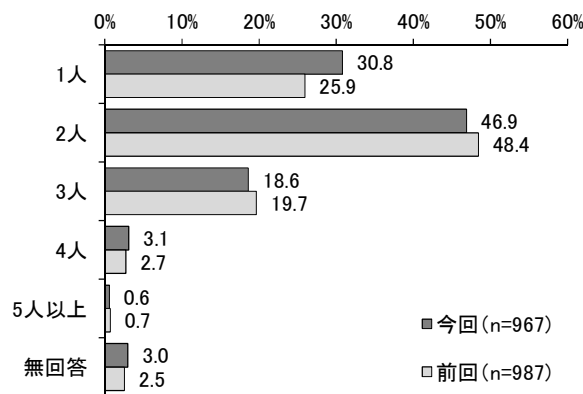
子どもの兄弟姉妹の数をみると、「2人」が5割弱で最も高く、次いで「1人」が約3割、「3人」が約2割となっています。前回調査と比べると「1人」の割合が増加しています。

■ 世帯構成の推移

	長岡市				新潟県	全国
	H17		H27		H27	H27
	世帯数	割合	世帯数	割合	割合	割合
一般世帯	96,169	-	99,930	-	-	-
核家族世帯	49,046	51.0%	52,955	53.0%	53.0%	55.8%
うち18歳未満の子どもがいる世帯	15,254	15.9%	15,834	15.8%	14.9%	17.9%
母子世帯	1,083	1.1%	1,194	1.2%	1.2%	1.4%
父子世帯	106	0.1%	130	0.1%	0.1%	0.2%

資料：国勢調査

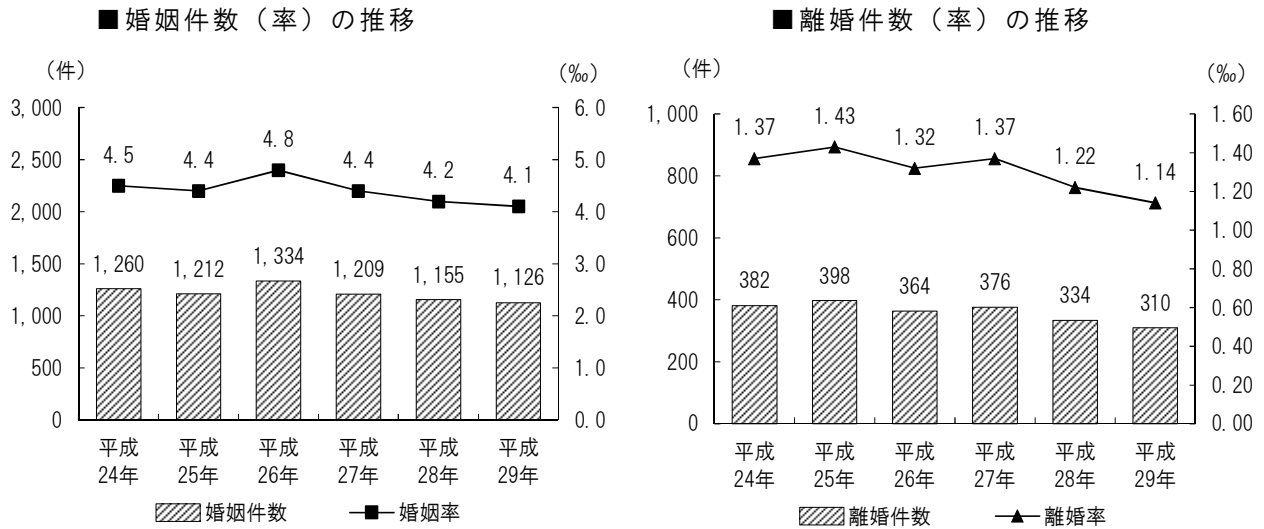
■ 兄弟姉妹の数（本人含む）



資料：長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査（H30）

(2) 婚姻・離婚の状況

婚姻、離婚の状況をみると、婚姻数、離婚数ともに減少傾向がみられます。また、婚姻率及び離婚率（人口千人あたり件数）についても減少してきています。



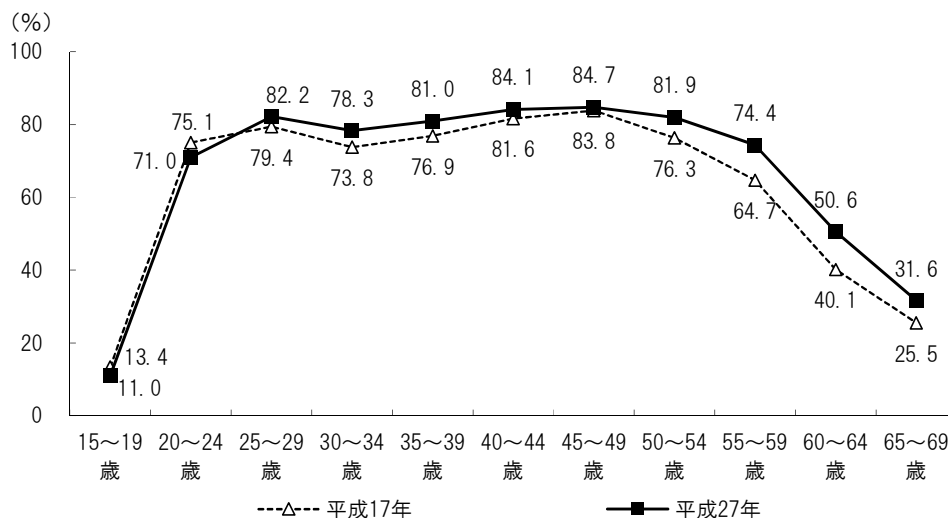
資料：県福祉保健部「福祉保健年報」

(3) 就労状況

女性の労働力率の状況をみると、平成17年から平成27年にかけて、30歳代の労働力率が上昇しており、いわゆるM字カーブが解消されてきています。

ニーズ調査から母親の就労状況をみると、就学前児童保護者の約8割、小学生保護者の約9割が就労もしくは育児・介護休業中となっており、前回調査と比べるとフルタイムでの就労の割合が増加しています。

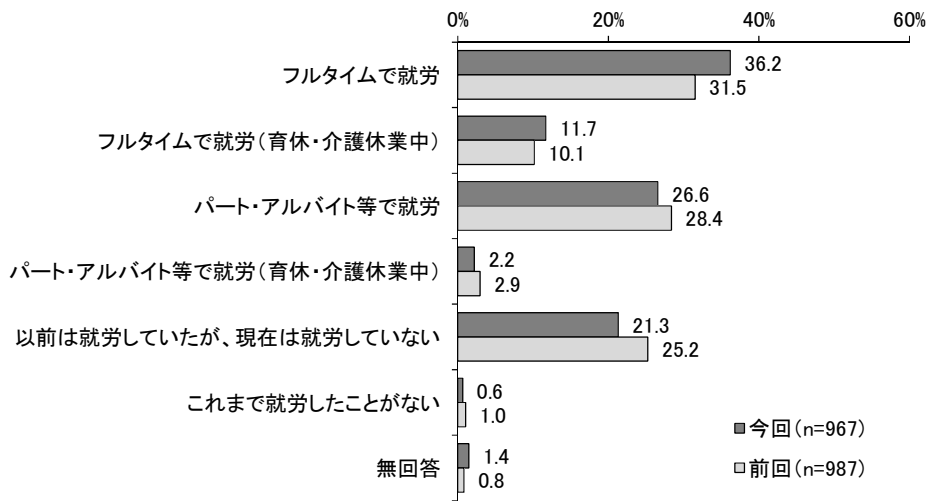
■ 女性の労働力率の推移



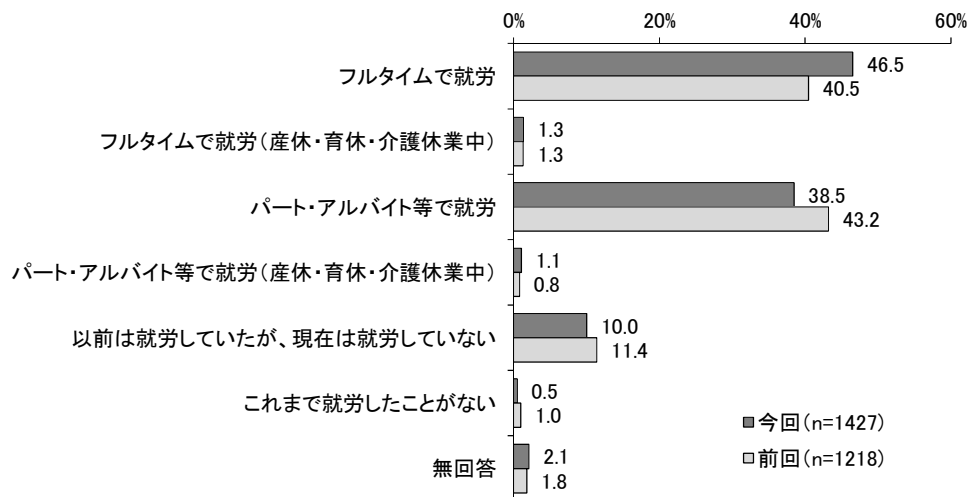
資料：国勢調査

■ 母親の就労状況の変化

< 就学前児童 >



< 小学生 >



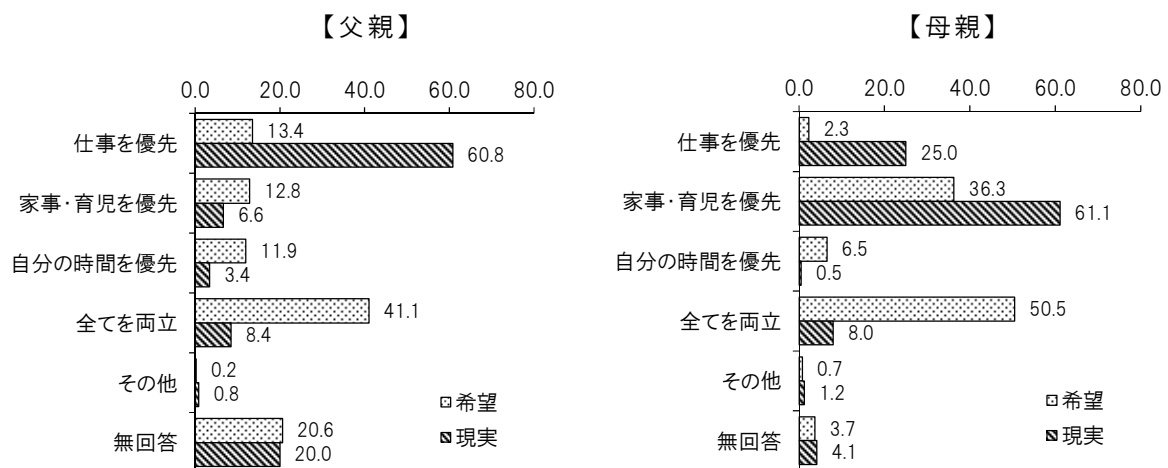
資料：長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査（H30）

(4) 仕事と子育ての両立

ニーズ調査の結果から、仕事、家事・育児、自分の時間における優先順位の希望と現実についてみると、父親、母親とも「全てを両立」したいと希望しつつ、現実には、父親は仕事を優先、母親は家事・育児を優先している人が多くなっています。

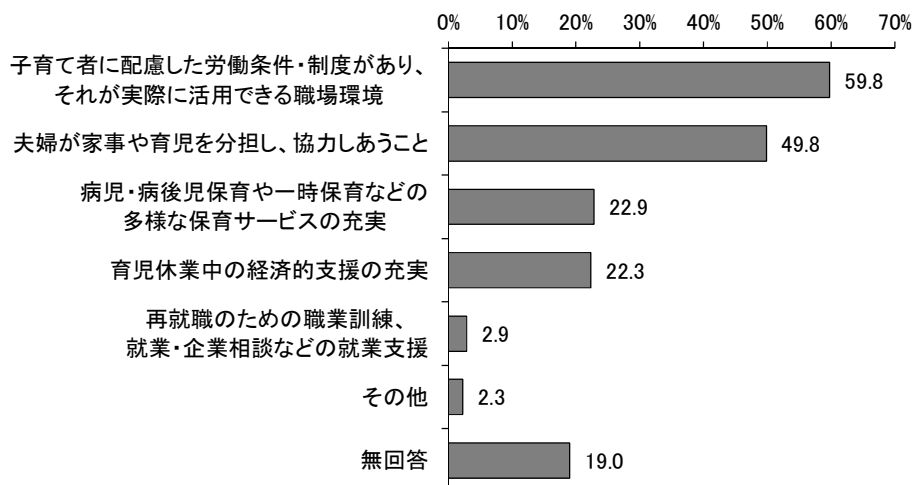
子育てしながら働くために必要なことについて、「子育てに配慮した労働条件・制度があり、それが実際に活用できる職場環境」や「夫婦が家事や育児を分担し、協力し合うこと」の割合が高くなっています。

■生活の中でのバランスについて（就学前児童保護者）



資料：長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査（H30）

■子育てしながら働くために必要なこと（就学前児童保護者）



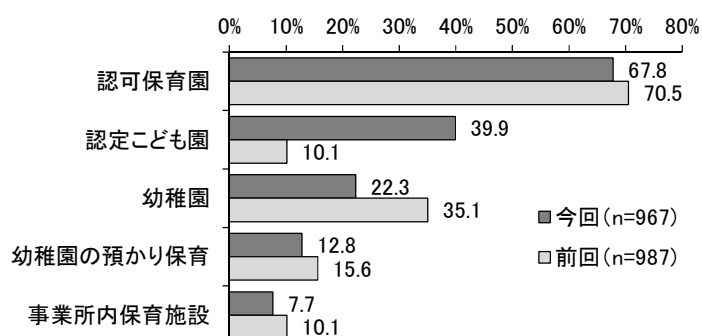
資料：長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査（H30）

(5) 教育・保育施設について

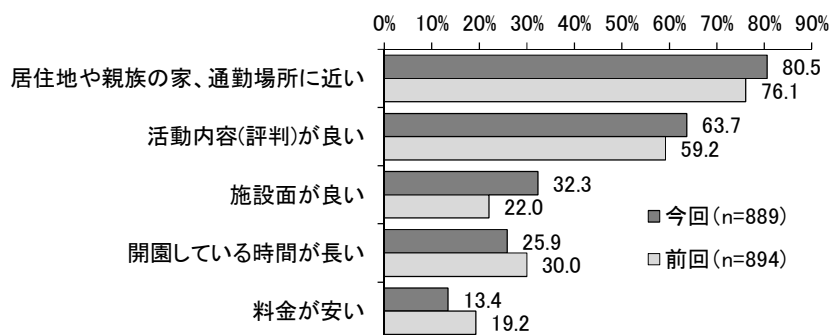
定期的にご利用したい教育・保育施設について、「認可保育園」が約 7 割、「認定こども園」が約 4 割、「幼稚園」が約 2 割（複数回答）となっています。前回調査と比べると、「認定こども園」の割合が大幅に増加し、「幼稚園」の割合が減少しています。

教育・保育施設を選ぶときに重点を置くことについて、「居住地や親族の家、通勤場所に近い」が最も高く、次いで「活動内容（評判）が良い」、「施設面が良い」が続いています。

■ 定期的にご利用したい教育・保育施設_上位 5 項目（就学前児童保護者）



■ 教育・保育施設を選ぶときに重点を置くこと_上位 5 項目（就学前児童保護者）



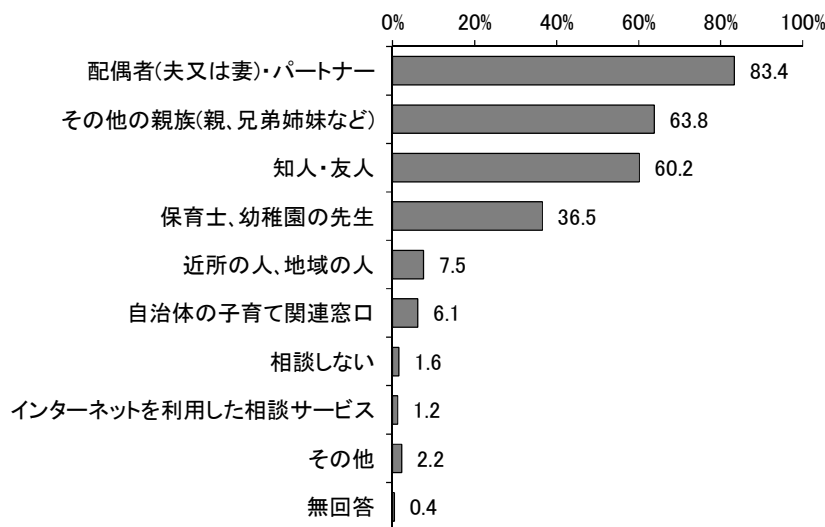
資料：長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査（H30）

(6) 子育ての悩みや不安の相談先

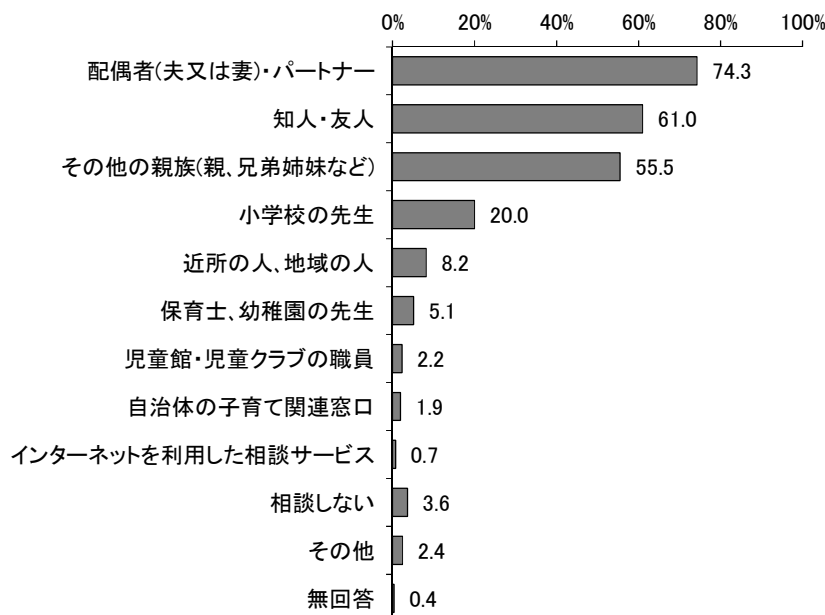
子育ての悩みや不安を相談する相手について、就学前児童保護者、小学生保護者とも「配偶者（夫又は妻）・パートナー」が最も高く、「その他の親族（親・兄弟姉妹など）」、「知人・友人」が上位に来ており、次いで、就学前保護者では「保育士、幼稚園の先生」、小学生保護者では「小学校の先生」が続いています。

■ 子育てに関する悩みや不安の相談先

< 就学前児童 >



< 小学生 >



資料：長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査（H30）

(7) 子育て支援サービスの利用について

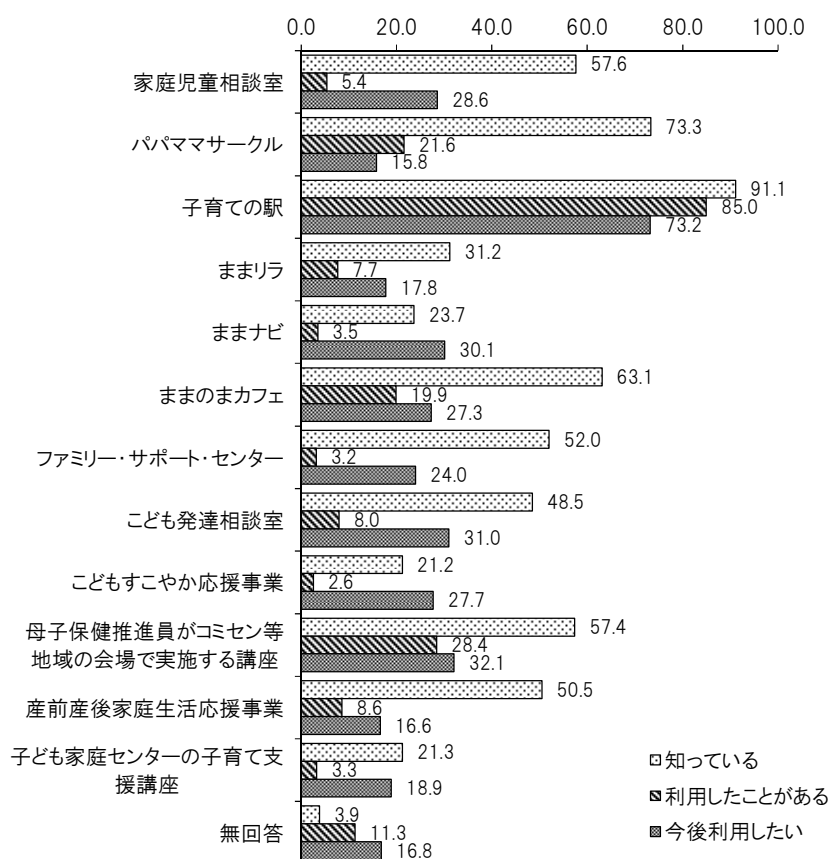
子育て支援サービスの利用状況について、「子育ての駅」は認知度、利用状況、利用意向ともに高い割合となっています。

「家庭児童相談室」、「ファミリー・サポート・センター」、「こども発達相談室」などは、認知度が高いものの利用状況は低く、今後の利用意向が高いサービスとなっています。

「ままナビ」、「こどもすこやか応援事業」、「子ども家庭センターの子育て支援講座」などは、認知度が低く、利用状況と利用意向に差がみられます。

「パパママサークル」は認知度が高いものの、利用状況より利用意向が低くなっています。

■ 子育て支援サービスの認知度・利用状況・利用意向（就学前児童保護者）



資料：長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査（H30）

4 課題の整理

子ども子育てに関する各種制度の動向や統計データ、ニーズ調査結果等からみる課題を以下のとおり整理しました。

※骨子案の段階では、箇条書きでまとめています。

(1) すべての子どもの健やかな成長の支援

※ニーズ調査の結果から、教育・保育施設で重視することについて、質的側面を重視している。

※児童虐待が大きな社会問題となり、法改正がなされており、対策が急務。

※子どもの現在及び将来が生まれ育った家庭環境に左右されないよう「子どもの貧困対策」が推進されている。



※教育・保育の質の確保・向上のための取組みの推進
※様々な課題や困りごとを抱えている子どもを包括的に支援するための連携・体制づくり

(2) 次代の親の育成

※近隣関係の希薄化や家族構成の変化等により、小さな子供と関わる機会が減少。

※中高生アンケートでは、将来の自分について、結婚して子どもがいるイメージをする人が減少している。



※小さな子どもとの関わりや命の大切さを実感できる機会の創出
※将来のライフデザインについて考える機会の創出

(3) 親育ちの支援

※生活実態調査の結果をみると、子育てについての悩みについて、「子どものしつけや教育に自信が持てない」が最も高い。

※子育ての駅の認知度が上がり、利用者も増えてきている一方で、認知度が低い子育て支援サービスもあり、利用につながっていないことが想定される。



※子育ての不安や悩みに寄り添った親支援
※子育て支援サービスの周知と利用につなげるためのしくみ・体制づくり

(4) 地域ぐるみで子育てを支える体制づくり

※地域共生社会が推進されている。

※子育ての悩みや不安を近所の人や地域の人に相談する人は1割弱。



※子育てを支える地域人材の育成と支援活動の活性化
※当事者による相互支援とつながりづくり

(5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援

※働き方改革が進められている。

※共働き家庭が増加し、フルタイムで働く母親が増えている。家事・育児に積極的に参加する父親が増えているが、育児休業を取得する人はごく一部。

※仕事、家事・育児、自分の時間のすべてを両立させたい意向があるものの、父親は仕事、母親は家事・育児を優先せざるを得ない現実がうかがえる。

※子どもを育てながら働くために必要なこととして、職場環境と夫婦の協力が上位に来ている。



※子育て家庭が働きやすい雇用・就労環境の整備促進

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本的視点

本計画の第1期計画において、「子ども・子育て支援法」及び国が示す「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の理念や意義を踏まえ、基本理念を「育つよろこび 育てる幸せ みんなで子育てするまち 長岡」としました。第2期計画である本計画についても、基本理念を踏襲します。

【基本理念】

育つよろこび 育てる幸せ みんなで子育てするまち 長岡

【計画策定にあたっての基本的視点】

次の視点に配慮し、5つの基本目標を掲げ、施策を展開します。

(1) 子どもの最善の利益を第一に考える視点

生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちの幸せや健やかな成長を促すとともに、必要な人に必要な支援が届くような取り組みを進めます。

(2) 次代の親づくりという視点

多様な価値観を尊重しながら、やがて親の世代になり自立して生きていくために、コミュニケーション能力や「人として生きるための力」を育むとともに、自己肯定感を高める取り組みを進めます。

(3) 親の子育て力を伸ばす親育ちという視点

妊娠から出産・育児まで切れ目のない支援を通して、子育てや子どもの成長に楽しさや喜び・生きがいを感じることができるよう取り組みを進めます。

(4) 社会全体で子育てを支援する視点

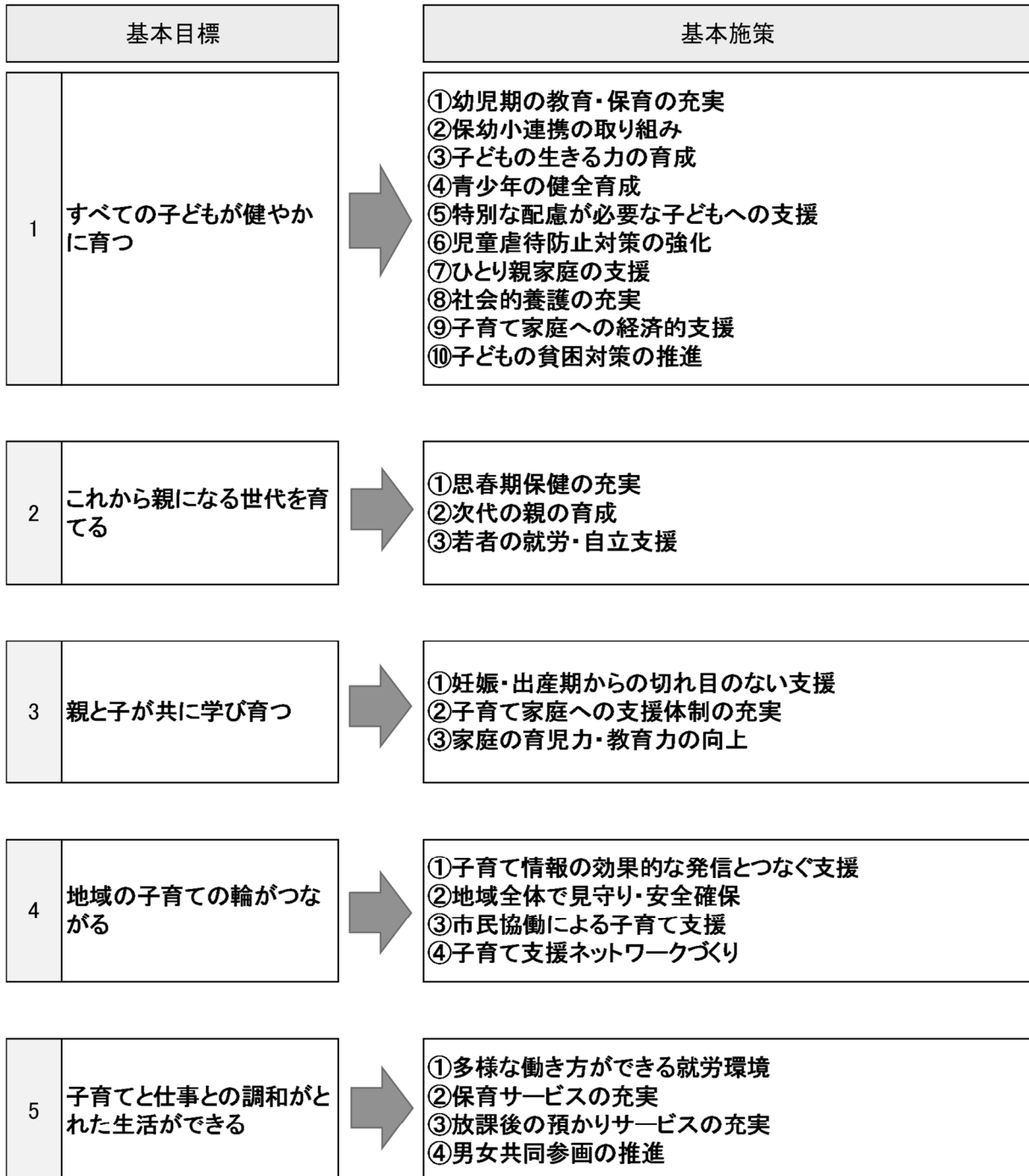
子育て支援に携わる人材を育成するとともに、子育て支援のネットワークづくりを進め、企業や地域社会全体で子育て世帯を支援する体制づくりを進めます。

(5) 仕事と生活の調和により親子の時間を確保する視点

妊娠・出産しても女性が安心して働き続けられる環境を整備するとともに、男性を含めた働き方の見直しを進め、男女がともに働き、ともに子育てできるような取り組みを進めます。

2 施策体系

基本理念	育つよろこび 育てる幸せ みんなで子育てするまち 長岡
------	-----------------------------



3 施策の展開

基本目標1 すべての子どもが健やかに育つ

《具体的な取組み》

1-① 幼児期の教育・保育の充実

- 1 保育園・認定こども園等の整備
- 2 施設型給付費等事業
- 3 保育園の民営化
- 4 保育士確保支援事業
- 5 子育て支援員育成事業
- 6 保育士派遣事業
- 7 第三者評価推進事業

1-② 保幼小連携の取り組み

- 1
- 2

1-③ 子どもの生きる力の育成

- 1 熱中！感動！夢づくり教育
- 2 学校・子どもかがやき塾事業
- 3 図書館による保育園、幼稚園、小学校の読書推進事業

1-④ 青少年の健全育成

- 1 児童館の運営
- 2 放課後児童クラブの実施
- 3 放課後子ども教室推進事業
- 4 やまっ子クラブ運営事業
- 5 学校施設開放事業
- 6 「世界が先生」一国際人育成事業
- 7 姉妹都市・友好都市との青少年の相互交流
- 8 子ども読書週間関連行事の実施
- 9 青少年の交流・体験活動の機会の提供
- 10 青少年の社会参加の促進

1-⑤ 特別な配慮が必要な子どもへの支援

- 1 子どもの発達や成長に関する相談・支援
- 2 特別支援学級の教育環境の整備
- 3 高等総合支援学校の開校
- 4 総合支援学校の教育環境の整備
- 5 総合支援学校・高等総合支援学校放課後サポート事業
- 6 放課後児童クラブの障害児受入体制の充実
- 7 障害児通所支援事業
- 8 障害児保育・教育の充実

- 9 特別児童扶養手当の支給
- 10 障害児福祉手当の支給
- 11 自立支援医療（育成医療）の充実
- 12 重度障害児の医療費助成
- 13 精神疾患に関する医療費助成
- 14 軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業
- 15 食物アレルギー対応の実施
- 16 外国出身の児童生徒に対する支援

1-⑥ 児童虐待防止対策の強化

- 1 児童虐待防止啓発事業
- 2 児童虐待の早期発見・早期対応
- 3 長岡市要保護児童対策地域協議会の運営
- 4 保育園・幼稚園・認定こども園等出前子育て講座

1-⑦ ひとり親家庭の支援

- 1 児童扶養手当の支給
- 2 自立支援教育訓練費給付制度
- 3 高等職業訓練促進給付金等支給制度
- 4 母子・父子自立支援プログラム策定
- 5 ひとり親家庭等医療費助成
- 6 公営住宅におけるひとり親世帯・多子世帯の優先入居

1-⑧ 社会的養護の充実

- 1 児童養護施設（双葉寮）の運営
- 2 里親制度への協力

1-⑨ 子育て家庭への経済的支援

- 1 妊産婦医療費助成の充実
- 2 子どもの医療費助成の充実
- 3 未熟児養育医療の充実
- 4 国民健康保険加入者の出産育児一時金の支給
- 5 児童手当の支給
- 6 就学援助制度の実施
- 7 保育園等の保育料等の軽減

1-⑩ 子どもの貧困対策の推進

- 1 子どもの学習支援事業
- 2 子どもナビゲーターの配置
- 3 子ども食堂運営費補助金

※詳細は「第4部 子どもの貧困対策の推進」に記載

基本目標2 これから親になる世代を育てる

《具体的な取組み》

2-① 思春期保健の充実

- 1 青少年育成センター思春期相談
- 2 ウィルながおか相談室の運営
- 3 性教育の充実及び性や性感染症予防に関する正しい知識の普及
- 4 飲酒・喫煙等防止教育の充実
- 5 若者の行きすぎたダイエットの防止
- 6 デートDV出前講座の実施

2-② 次代の親の育成

- 1 子育ての駅における小・中・高校生と親子の交流事業
- 2 次代の親育成事業の充実
- 3 ライフデザインに関する情報提供【新規】

2-③ 若者の就労・自立支援

- 1
- 2

基本目標3 親と子どもが共に学び育つ

《具体的な取組み》

3-① 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

- 1 妊娠の届出・母子健康手帳の交付
- 2 妊婦への分煙・禁煙の啓発
- 3 マタニティマークの啓発事業
- 4 妊婦健康診査事業
- 5 妊婦歯科健診事業
- 6 妊産婦・新生児訪問指導事業
- 7 未熟児訪問指導事業
- 8 未熟児養育医療の充実
- 9 こんにちは赤ちゃん訪問事業
- 10 養育支援訪問事業
- 11 産後デイケア事業【新規】
- 12 乳幼児健康診査事業
- 13 予防接種事業
- 14 乳児健康相談事業（5～6か月児）
- 15 乳幼児歯科保健事業
- 16 子ども・子育て健康相談の実施

3-② 子育て家庭への支援体制の充実

- 1 地域子育て支援拠点事業
- 2 子どもの発達や成長に関する相談・支援
- 3 家庭児童相談室の運営
- 4 子どもサポートコール
- 5 外国出身家族への子育て相談窓口
- 6 夜間・休日の小児救急医療体制整備

3-③ 家庭の育児力・教育力の向上

- 1 パパママサークル事業
- 2 父と子のメモリアルカード
- 3 ブックスタート事業
- 4 子ども家庭応援ブック「おやこスマイルガイド」の作成・配付
- 5 家庭で子どもに手伝いをさせよう運動
- 6 親も育つ子育てセミナー
- 7 幼児家庭教育講座
- 8 就学時家庭教育講座
- 9 図書館における読み聞かせ事業
- 10 小中学校PTA連合会への支援
- 11 まちなか絵本館の運営
- 12 食育の推進

基本目標4 地域の子育ての輪がつながる

《具体的な取組み》

4-① 子育て情報の効果的な発信とつなぐ支援

- 1 子育てコンシェルジュ（子育てなんでも相談員）事業【新規】
- 2 養育支援訪問事業
- 3 子育て世帯への情報提供
- 4 地域に対する情報提供等

4-② 地域全体での見守り・安全確保

- 1 セーフティーリーダー（交通安全指導者）の育成
- 2 地域における防犯活動の支援
- 3 チャイルドシートの正しい使用の徹底
- 4 セーフティーパトロール事業
- 5 青少年育成員による街頭育成活動

4-③ 市民協働による子育て支援

- 1 主任児童委員の活動
- 2 母子保健推進員の活動
- 3 ファミリー・サポート・センター事業
- 4 親子サークル活動への支援
- 5 スポーツ・レクリエーション団体の育成
- 6 NPO法人との連携
- 7 子育てに携わる人材の育成
- 8 児童館の運営【再掲】
- 9 放課後児童クラブの実施【再掲】
- 10 放課後子ども教室推進事業【再掲】
- 11 やまっ子クラブ運営事業【再掲】
- 12 青少年育成団体等への支援

4-④ 子育て支援ネットワークづくり

- 1 子育て支援団体等のネットワークづくり
- 2 子育ての駅サポーターの交流

基本目標 5 仕事と子育ての調和がとれた生活ができる

《具体的な取組み》

5-① 多様な働き方ができる就労環境

- 1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の啓発
- 2 企業向け出前子育て講座の実施
- 3 ハッピー・パートナー企業への応援

5-② 保育サービスの充実

- 1 通常保育事業
- 2 一時保育事業
- 3 延長保育事業
- 4 幼稚園・認定こども園預かり保育(私立)
- 5 未満児保育事業
- 6 病児・病後児保育事業
- 7 休日保育事業
- 8 地域型保育事業【新規】
- 9 ファミリー・サポート・センター事業(就学前児童対象)

5-③ 放課後の預かりサービスの充実

- 1 放課後児童クラブの実施【再掲】
- 2 民間児童クラブの運営費補助【新規】
- 3 放課後児童クラブの障害児受入体制の充実【再掲】
- 4 ファミリー・サポート・センター事業(小学生対象)
- 5 放課後等デイサービス事業【再掲】
- 6 総合支援学校・高等総合支援学校放課後サポート事業【再掲】

5-④ 男女共同参画の推進

- 1
- 2

4 計画の推進

(1) 推進体制

全ての子どもが健やかに成長し、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるようにするためには、多様な主体がそれぞれの役割を担いつつ、地域社会全体が一体となって子ども・子育て支援を進めていくことが必要です。

第2期あいプランの基本理念・基本目標及び推進すべき施策を地域社会で共有しながら、地域におけるさまざまな資源と連携・協力による取組を推進します。



(2) 進捗管理

計画を着実に推進し、かつ実効性の高い取組を推進するため、毎年度、事業の進捗状況を長岡市子ども・子育て会議に報告するとともに、委員による計画の点検・評価を実施し、取組の改善・見直しを行います。

その中で、計画時に算出した各事業の需要量（量の見込み）と実際の状況に乖離がみられた場合、中間年度（令和 4 年度）を目途に計画の見直しを行い、実態に即した計画の推進を行います。



PDCA のイメージ図挿入予定

(3) 計画の周知

第2部

次世代育成支援にかかる施策の展開

第3部
**子ども・子育て支援事業計画にかかる
量の見込みと確保方策**

第1章 量の見込みの算出・確保方策の検討にあたって

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案し、「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

(2) 長岡市の「教育・保育提供区域」について

現行の計画においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、いずれも市内全域を1つの区域として設定していますが、第2期子ども・子育て支援事業計画策定にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を下記のように設定します。

① 教育・保育に関する区域

事業名	区域	理由
教育・保育	4区域	市域が広い本市においては、子育てに係る課題も地域によって様々です。そこで、誰もが安心して子育てができるまちづくりを進めるため、提供区域を4区域にわけ、生活圈域の区域ごとの実情に合わせた課題解決に取り組んでいきます。

①長岡・山古志区域

②三島・中之島・与板・和島・寺泊区域

③越路・小国・川口区域

④栃尾区域

※区域マップの挿入予定

② 地域子ども・子育て支援事業に関する区域

事業名	区域	理由
利用者支援事業 (子育てコンシェルジュ事業)	1 区域	現在の利用形態として、地域を区切って利用されているわけではなく、市域内で広域的に利用されていることから、市全域を1つの区域として設定します。
地域子育て支援拠点事業	1 区域	現在の利用形態として、地域を区切って利用されているわけではなく、市域内で広域的に利用されていることから、市全域を1つの区域として設定します。
妊婦健康診査	1 区域	妊婦検診の受診にかかる助成は、すべての医療機関で受けたものを対象としていることから、市全域を1つの区域として設定します。
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	1 区域	事業の性質上、区域分けになじまないことから市全域を1つの区域として設定します。
養育支援訪問事業	1 区域	事業の性質上、区域分けになじまないことから市全域を1つの区域として設定します。
ファミリー・サポート・センター事業 (小学生対象)	1 区域	現在の利用形態として、地域を区切って利用されているわけではなく、市域内で広域的に利用されていることから、市全域を1つの区域として設定します。
一時預かり事業	1 区域	現在の利用形態として、地域を区切って利用されているわけではなく、市域内で広域的に利用されていることから、市全域を1つの区域として設定します。
延長保育事業	4 区域	教育・保育施設の園児が対象であり、教育・保育の提供と併せて検討する必要があることから、教育・保育提供区域と合わせて設定します。
病児保育事業	1 区域	現在の利用形態として、地域を区切って利用されているわけではなく、市域内で広域的に利用されていることから、市全域を1つの区域として設定します。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	45 区域	小学校区ごとに放課後児童健全育成事業を実施しているため、校区ごとに区域を設定します。 ※放課後児童健全育成事業未実施の10小学校区については、9小学校区を児童館事業にて、山古志小学校区をやまっ子クラブ運営事業にて対応します。

2 第1期計画の進捗状況

(1) 特定教育・保育事業

① 1号認定・2号認定（幼稚園希望）

	単 位	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み （利用者数）	人	1,898		1,890		1,866		1,845		1,841	
確保の内容 （定員）	人	1,898		1,890		1,866		1,845		1,841	

② 2号認定（保育所等）

	単 位	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み （利用者数）	人	4,919	4,859	4,903	4,777	4,836		4,685		4,642	
確保の内容 （定員）	人	4,919		4,903		4,836		4,781		4,818	

※各年4月1日時点

※平成30、31年度の計画値は中間年の見直し

③ 3号認定（0歳）

	単 位	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み （利用者数）	人	639	682	636	737	635		624		629	
確保の内容 （定員）	人	584		636		635		502		533	

※各年4月1日時点

※平成30、31年度の計画値は中間年の見直し

④ 3号認定（1、2歳）

	単 位	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み （利用者数）	人	2,376	2,203	2,373	2,304	2,365		2,392		2,442	
確保の内容 （定員）	人	2,233		2,373		2,365		2,466		2,525	

※各年4月1日時点

※平成30、31年度の計画値は中間年の見直し

(2) 地域子ども・子育て支援事業

	単 位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度 令和元年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者支援事業	か所	3	13	3	13	3	13	13		13	-
延長保育事業	人	1,913	4,092	1,908	3,990	1,892	4,354	3,924	4,383	3,924	-
放課後児童健全育成事業	人	2,981	2,870	2,927	3,025	2,922	3,095	3,154	3,103	3,119	3,200
	か所	48	45	47	49	47	50	51		51	
子育て短期支援事業	人日		-		-		-		-		-
乳児家庭全戸訪問事業	人	2,109		2,100		2,096		2,096		2,096	-
養育支援事業	人	390		390		390		390		390	-
地域子育て拠点支援事業	人回	27,069	29,712	27,010	29,854	26,931	28,548	28,935	29,040	28,635	-
	か所	38	36	38	38	38		37		37	-
子育て支援センター	人回	-	6,964	-	5,112	-	5,000	-	5,139	-	
子育ての駅	人回	-	22,748	-	24,742	-	23,548	-	23,901	-	
一時預かり事業（幼稚園型）	人日	80,472	76,692	80,222	76,751	79,136	81,941	78,267	94,623	78,106	-
	か所										-
一時預かり事業（幼稚園型以外）	人日	10,969	9,949	10,944	10,333	10,895	9,513	10,861	9,541	10,841	-
	か所										-
保育園	人日	4,708	5,619	4,697	6,298	4,676	5,922	4,660	5,690	4,652	
子育ての駅	人日	3,683	3,108	3,649	2,577	3,619	2,430	3,588	2,647	3,563	
ファミサポ	人日	1,725	1,222	1,789	1,458	1,853	1,161	1,917	1,204	1,984	
病児・病後児保育事業	人日	2,357	1,435	2,351	1,430	2,331	1,220	1,508	1,476	1,508	-
	か所	-	5	-	5	-	5		7		-
ファミリーサポートセンター事業	件	4,742	3,803	4,648	1,919	4,648	1,726	1,919	1,439	1,881	-
妊婦健診事業	人										

※平成 30、31 年度の計画値は中間年の見直し

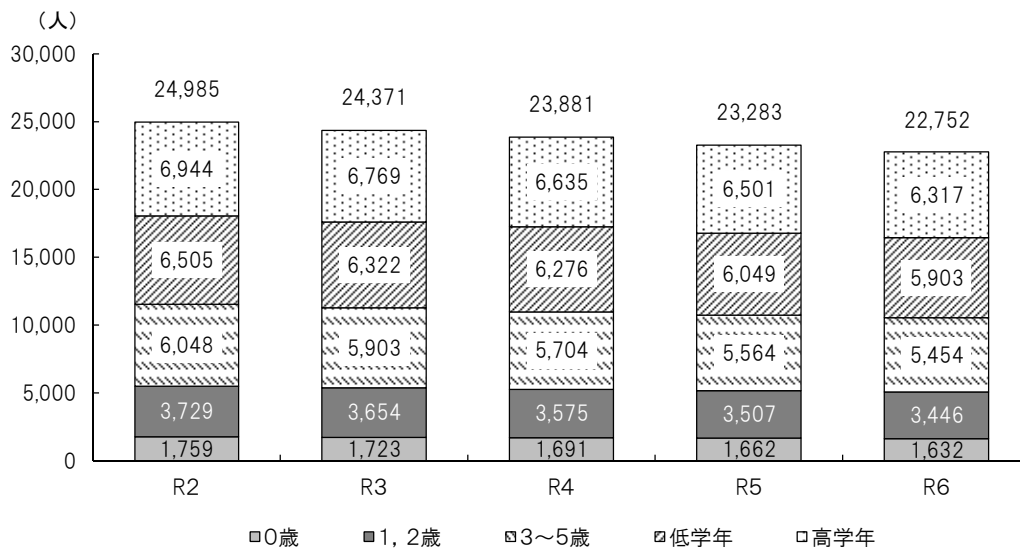
3 児童数の推計

量の見込みの算出の基となる児童数の推計は、平成 28 年度から平成 31 年度の各年度 4 月 1 日の実績値を基に、性別・1 歳階級別コーホート変化率法により推計しています。

計画期間における推計結果は、以下のとおりです。

① 市全体

年齢	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳	1,759	1,723	1,691	1,662	1,632
1歳	1,847	1,804	1,768	1,736	1,707
2歳	1,882	1,850	1,807	1,771	1,739
3歳	1,956	1,891	1,858	1,815	1,779
4歳	2,052	1,953	1,887	1,856	1,813
5歳	2,040	2,059	1,959	1,893	1,862
6歳	2,188	2,042	2,060	1,961	1,896
7歳	2,099	2,181	2,035	2,053	1,954
8歳	2,218	2,099	2,181	2,035	2,053
9歳	2,318	2,222	2,104	2,185	2,039
10歳	2,233	2,313	2,216	2,098	2,178
11歳	2,393	2,234	2,315	2,218	2,100
合計	24,985	24,371	23,881	23,283	22,752



② 提供区域ごと

【長岡・山古志区域】

年齢	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳	1,419	1,397	1,378	1,365	1,346
1歳	1,492	1,449	1,427	1,408	1,395
2歳	1,474	1,493	1,450	1,428	1,409
3歳	1,540	1,483	1,502	1,459	1,437
4歳	1,594	1,534	1,477	1,496	1,453
5歳	1,562	1,599	1,539	1,482	1,501
6歳	1,669	1,561	1,598	1,538	1,481
7歳	1,574	1,663	1,555	1,592	1,532
8歳	1,653	1,575	1,664	1,556	1,593
9歳	1,739	1,656	1,578	1,667	1,559
10歳	1,617	1,739	1,656	1,578	1,667
11歳	1,802	1,620	1,743	1,660	1,582
合計	19,135	18,769	18,567	18,229	17,955

【三島・中之島・与板・和島・寺泊区域】

年齢	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳	178	173	168	157	154
1歳	178	191	186	181	170
2歳	217	179	192	187	182
3歳	227	221	181	194	189
4歳	216	227	221	182	195
5歳	248	215	226	220	181
6歳	246	253	219	231	226
7歳	239	246	253	219	231
8歳	260	238	245	252	218
9歳	302	261	240	246	253
10歳	298	302	261	240	246
11歳	280	296	300	259	238
合計	2,889	2,802	2,692	2,568	2,483

【越路・小国・川口区域】

年齢	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳	102	98	93	90	85
1歳	111	106	102	97	94
2歳	129	112	107	103	98
3歳	119	127	111	106	102
4歳	160	120	128	113	108
5歳	154	162	121	129	114
6歳	163	153	161	120	128
7歳	186	162	152	160	119
8歳	179	187	163	153	161
9歳	181	179	187	163	153
10歳	201	179	177	185	161
11歳	208	202	180	178	186
合計	1,893	1,787	1,682	1,597	1,509

【栢尾区域】

年齢	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳	60	55	52	50	47
1歳	66	58	53	50	48
2歳	62	66	58	53	50
3歳	70	60	64	56	51
4歳	82	72	61	65	57
5歳	76	83	73	62	66
6歳	110	75	82	72	61
7歳	100	110	75	82	72
8歳	126	99	109	74	81
9歳	96	126	99	109	74
10歳	117	93	122	95	104
11歳	103	116	92	121	94
合計	1,068	1,013	940	889	805

第2章 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第4章 放課後子ども総合プラン

第4部
子どもの貧困対策の推進
(子どもの貧困対策推進計画)

序章 子どもの貧困を取り巻く状況

1 国・県の動向

(1) 子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行されました。

令和元年 6 月の改正では、その目的・基本理念に、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神にのっとり推進すること、子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されることなどが明記されるとともに、市町村による子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされています。

(2) 子どもの貧困対策大綱

平成 26 年 8 月、国は、法に基づき、すべての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。

大綱では、子供の貧困対策に関する基本的な方針とともに、子供の貧困率や生活保護世帯に属する子供の進学率、ひとり親家庭の親の就業率などの指標を定め、指標の改善に向けた当面の重点施策として、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援などの具体的な取組みを明示しています。

なお、子どもの貧困対策大綱は、5 年ごとに見直すこととなっており、これまでの進捗状況及び改正法の趣旨を踏まえた施策の方向性が検討されています。

(3) 新潟県子どもの貧困対策推進計画

新潟県は、国や市町村などの関係機関相互の連携のもとに子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成 28 年 3 月に「新潟県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

計画では、第一に子どもに視点を置き、切れ目のない施策の実施等に配慮するなど 4 つの基本目標を掲げ、「子どもに対する支援」、「保護者等に対する支援」、「連携推進体制の構築」、「子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進」の 4 つの柱立てによる施策展開を図っています。

2 子どもの貧困に関する指標

(有識者会議に示された新たな指標案)

		全国	新潟県	長岡市
教育の支援				
1	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	93.7% (H30.4.1)	96.4% (H29.4.1)	
2	生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	4.1% (H30.4.1)	3.5% (H29.4.1)	
3	生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	36.0% (H30.4.1)	41.9% (H29.4.1)	
4	児童養護施設の子供の進学率 (中学校卒業後)	95.8% (H30.5.1)	93.8% (H28.5.1)	
5	児童養護施設の子供の進学率 (高等学校卒業後)	30.8% (H30.5.1)	7.1% (H28.5.1)	
6	ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園等)	81.7% (H28年度)	63.0% (H26年度)	
7	ひとり親家庭の子供の進学率 (中学校卒業後)	96.3% (H28年度)	—	
8	ひとり親家庭の子供の進学率 (高等学校卒業後)	58.5% (H28年度)	—	
9	全世帯の子供の高等学校中退率	1.3% (H29年度)		
10	全世帯の子供の高等学校中退者数	46,802人 (H29年度)		
11	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合 (小学校)	45.2% (H29年度)		
12	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合 (中学校)	53.3% (H29年度)		
13	スクールカウンセラーの配置率 (小学校)	66.0% (H29年度)	52.9% (H29年度)	
14	スクールカウンセラーの配置率 (中学校)	89.6% (H29年度)	100% (H29年度)	
15	就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に 学校で就学援助制度の書類を 配布している市町村の割合)	65.6% (H29年度)	96.7% (H28年度)	
16	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況 (小学校)	47.2% (H30年度)		
17	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況 (中学校)	56.8% (H30年度)		

		全国	新潟県	長岡市
18	日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子）	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0% (H30年度)	—	
19	日本学生支援機構の給付型奨学金利用者数（学校種別）	—		
生活の支援				
20	滞納経験（電気、ガス、水道） （ひとり親世帯）	電気：14.8% ガス：17.2% 水道：13.8% (H29年調査)	—	12.4% (H30年調査)
21	滞納経験（電気、ガス、水道） （子供のいる全世帯）	電気：5.3% ガス：6.2% 水道：5.3% (H29年調査)	—	4.9% (H30年調査)
22	過去1年の食料困窮経験および衣服が買えない経験 （ひとり親世帯）	食料：34.9% 衣服：39.7% (H29年調査)		食料：17.7% 衣服：27.5% (H30年調査)
23	過去1年の食料困窮経験および衣服が買えない経験 （子供のいる全世帯）	食料：16.9% 衣服：20.9% (H29年調査)	食料：15.5% 衣服：22.6% (H28年調査)	食料：8.7% 衣服：13.0% (H30年調査)
24	子供がある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがないと答えた人の割合（ひとり親世帯）	重要な事柄 ：8.9% お金の援助 ：25.9% (H29年調査)		
25	子供がある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがないと答えた人の割合（等価世帯所得第1～3十分位）	重要な事柄 ：7.2% お金の援助 ：20.4% (H29年調査)		
保護者の就労支援				
26	ひとり親家庭の親の就業率 （母子世帯）	80.8% (H27年調査)	88.0% (H26年度)	
27	ひとり親家庭の親の就業率 （父子世帯）	88.1% (H27年調査)	93.5% (H26年度)	
28	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯）	44.4% (H27年調査)		
29	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子世帯）	69.4% (H27年調査)		
経済的支援				
30	子供の貧困率 国民生活基礎調査	13.9% (H27年)	—	
31	子供の貧困率 全国消費実態調査	7.9% (H26年)	—	

		全国	新潟県	長岡市
32	子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 国民生活基礎調査	50.8% (H27年)	—	
33	子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 全国消費実態調査	47.7% (H26年)	—	
34	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合 (母子世帯)	42.9% (H28.11.1)		59.5% (H30年調査)
35	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合 (父子世帯)	20.8% (H28.11.1)		
36	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合 (母子世帯)	69.8% (H28.11.1)		57.8% (H30年調査)
37	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合 (父子世帯)	90.2% (H28.11.1)		

3 子育て世帯の生活に関する調査（生活実態調査）の結果概要

調査結果を分析するにあたり、家庭の経済的な状況による生活実態の違いや経済的困窮が与える影響等を把握するため、世帯年収による区分を行い、クロス集計しています。

国が実施した「平成 28 年国民生活基礎調査」の結果をもとに、下記の方法により算出した世帯人数ごとの「貧困線相当年収額」を基準として、基準を下回る年収の世帯を「区分 1」、上回る年収の世帯を「区分 2」として分類しています。

【区分方法】

- ① 国民生活基礎調査の結果から世帯所得と可処分所得の「係数」を算出。
- ② 同じく国民生活基礎調査の結果から算出された「貧困線^{*}」に、①で算出した「係数」を乗じて、世帯人数ごとの貧困線に相当する世帯年収を算出。
- ③ アンケートで回答いただいた世帯人数（問 5）及び世帯年収（問 42）から、貧困線に相当する世帯年収を下回る年収の世帯を「区分 1」、上回る年収の世帯を「区分 2」とした。

※「貧困線」とは

世帯の1年間の可処分所得（手取り収入）を世帯人員数の平方根で割って調整した「等価可処分所得（所得のない子ども等も含めすべての世帯員に割り当てられる所得）」の中央値（244 万円）の 50%以下（122 万円）をいいます。

所得区分	(a) 1世帯当たり 平均所得金額	(b) 平均可処分 所得金額	(c) 係数
第 I (~200)	126	114	1.11
第 II (~346)	271.7	237	1.15
第 III (~529)	431	358	1.20
第 IV (~800)	654.4	528.6	1.24
第 V (800~)	1243.8	952.6	1.31

上記①：(c) = (a) / (b)

(a)及び(b)は、「平成 28 年国民生活基礎調査」より。

世帯人数 (問5)	(d)世帯人数別 貧困線(H27)	(c)係数	(e)貧困線相当 世帯年収	※「区分1」に該当 する年収(問42)
2人世帯	173	1.11	191	~200万円未満
3人世帯	211	1.15	242	~250万円未満
4人世帯	244	1.15	280	~300万円未満
5人世帯	273	1.15	313	~300万円未満
6人世帯	299	1.20	360	~350万円未満
7人世帯	323	1.20	389	~400万円未満
8人世帯	345	1.20	415	~400万円未満

上記②：(e) = (d) * (c)

(d)は、「平成 28 年国民生活基礎調査」より。

※調査票の選択肢は金額に幅があるため、その金額の中間値にて判断。

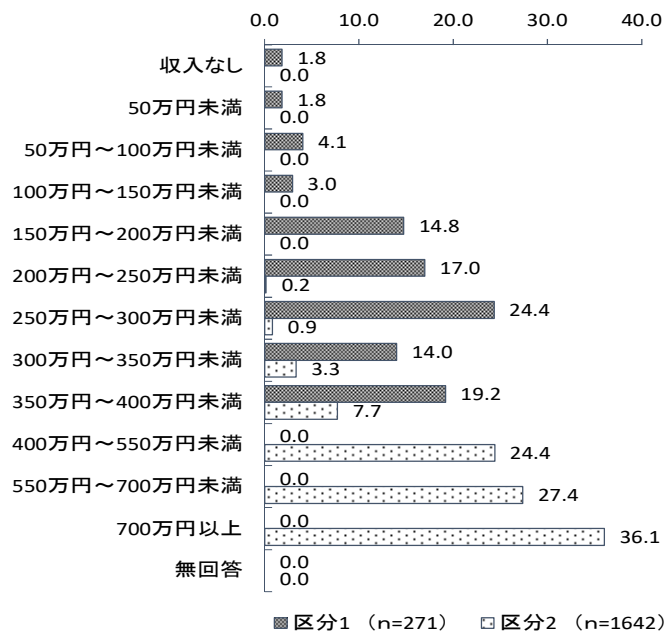
(1) 家庭の経済的状況

世帯年収をうかがったところ、区分1では250万円～300万円の割合が最もたかく、区分2では700万円以上の割合が最も高くなっています。

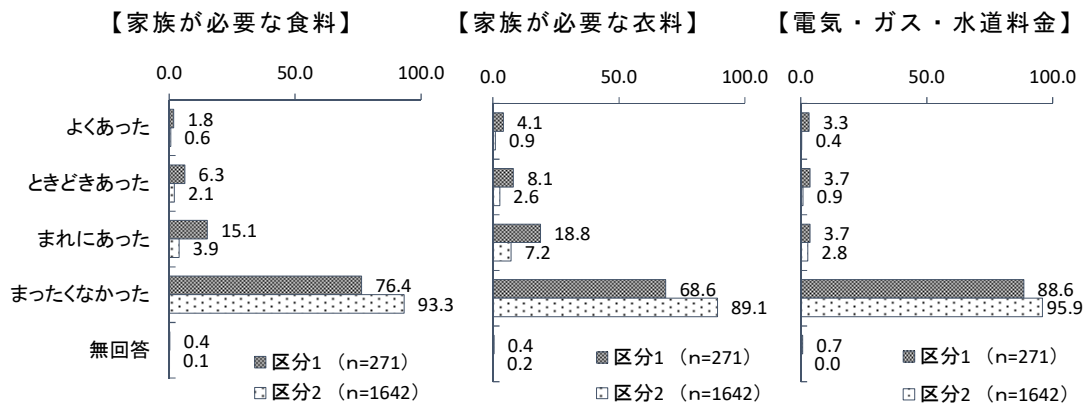
経済的な理由で買えなかったり、支払えなかったりした経験について、区分1では、必要な食料が買えなかった家庭が2割強、必要な衣料が買えなかった家庭が3割強となっています。

子どもにしていることについて、区分1と区分2では、「1年に1回くらい家族旅行に行く」、「有料の習い事に通わせる」、「有料の学習塾に通わせる」で差がみられます。

■世帯員の収入の合計額（税込）



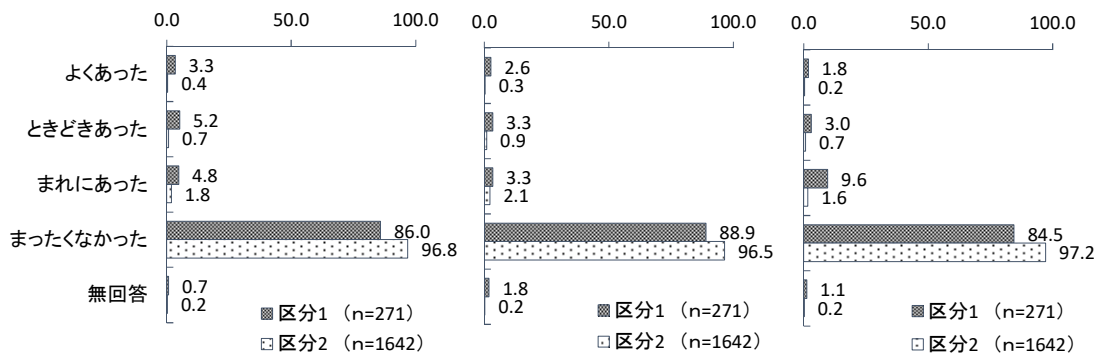
■経済的な理由で買えなかったり、支払えなかったりした経験の有無



【電話代（携帯含む）】

【家賃やローン】

【必要な文具や教材】

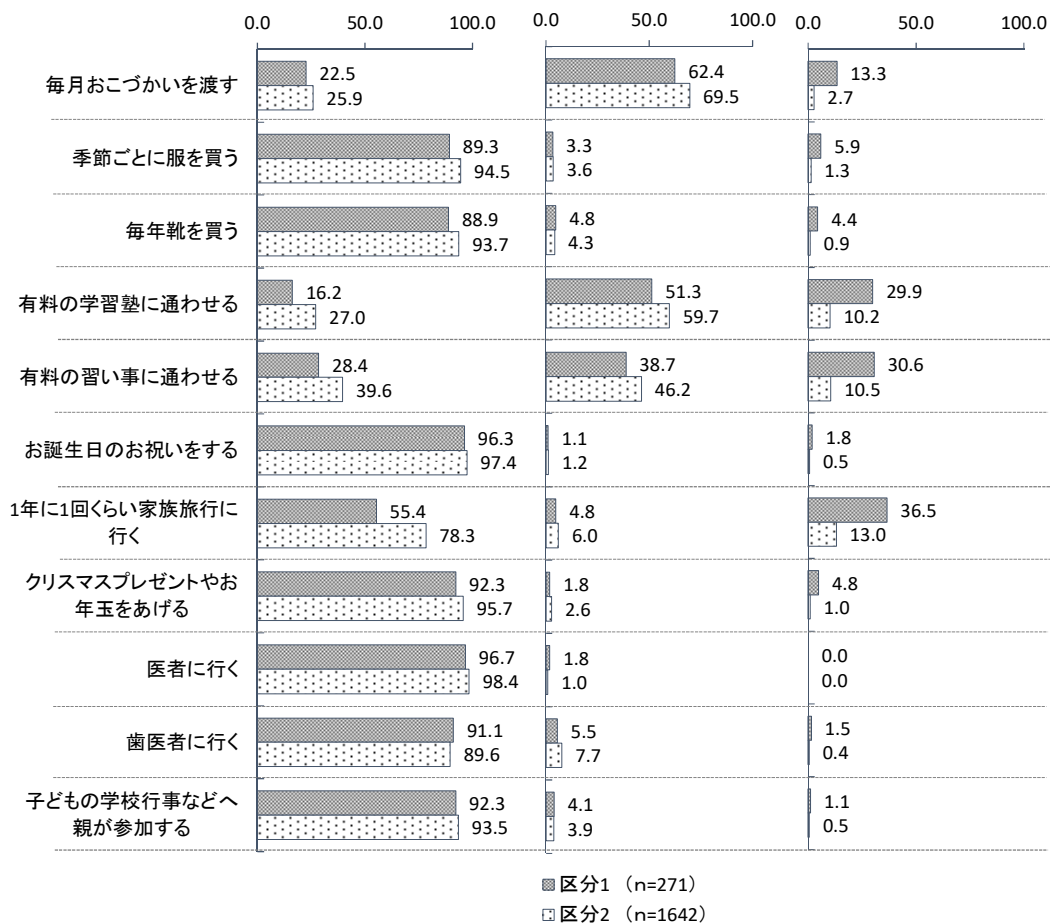


■ 子どもにしていること

【している】

【必要だと思わない】

【経済的にできない】



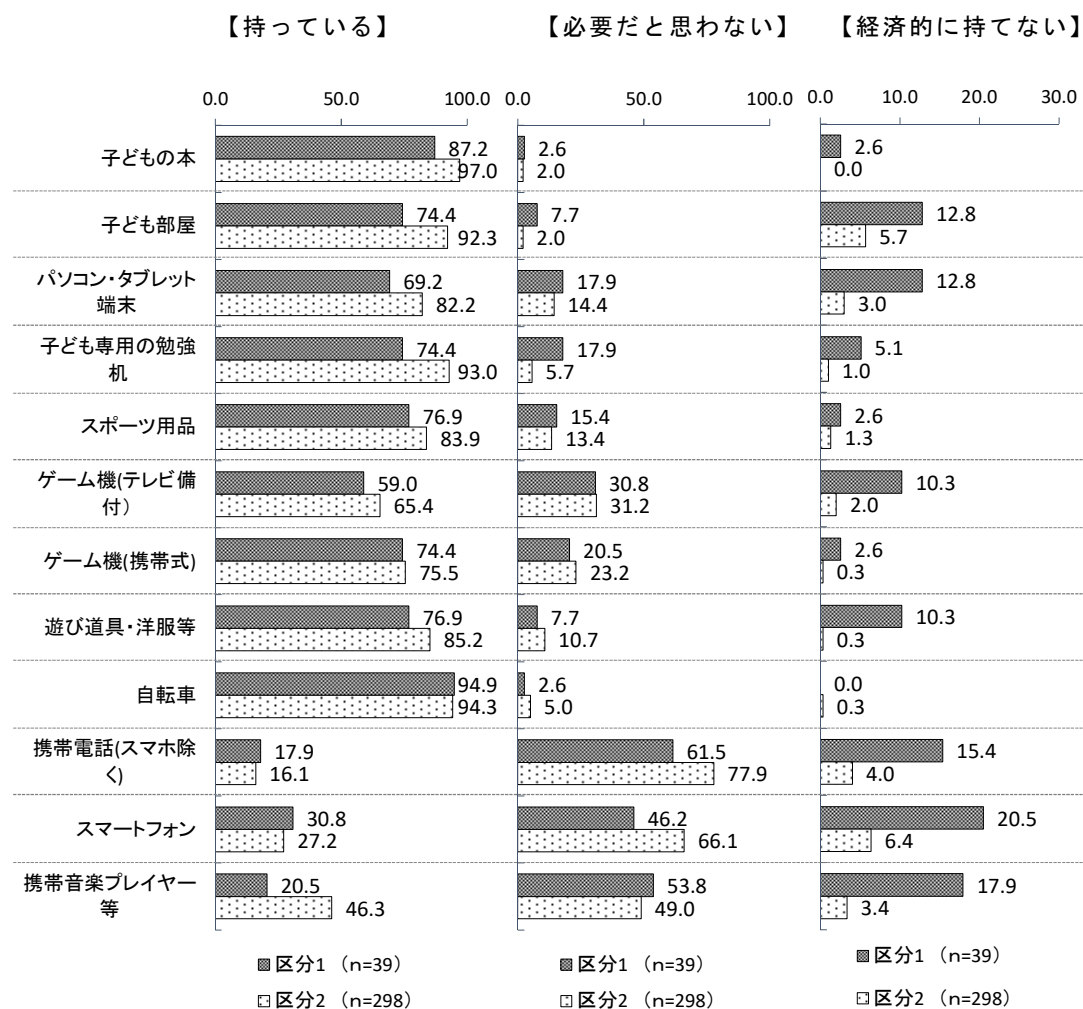
(2) 子どもの状況

①所持品

子どもの所持品について、中学生の状況をみると、区分1と区分2では「子ども専用の勉強机」、「子ども部屋」で差がみられます。

また、「スマートフォン」、「携帯電話(スマホ除く)」では、区分1と区分2で所持状況に違いはみられませんが、区分1は区分2に比べて「経済的に持てない」の割合が高くなっています。

■子どもが持っているもの(中学生)



②生活習慣

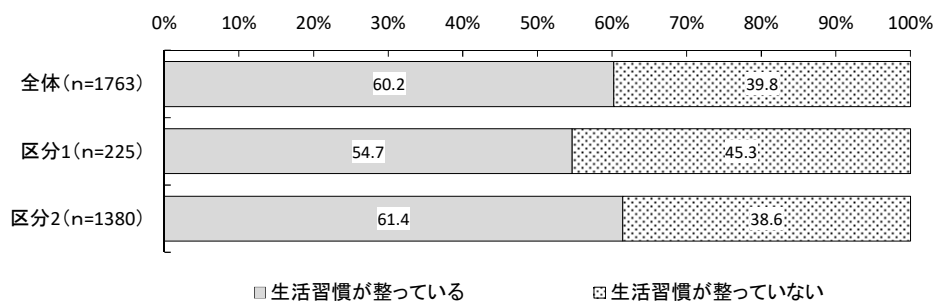
本項では、子どもの生活習慣が子どもの健康状態や学習習慣、学校での成績に与える影響について分析しました。なお、3歳以上の子どもを集計対象としています。

生活習慣については、以下の定義により、「生活習慣が整っている」と「生活習慣が整っていない」に分類しています。

分類	定義	関連設問	
生活習慣が整っている	朝食を毎日、バランスよく食べ、起床・就寝時間が概ね決まっている。	問 8	1週間に朝食を「毎日食べる」
		問 8①	普段の朝食で、「主食」に加え、「おかず」・「汁物」・「サラダ」・「乳製品」・「くだもの」のうち、2つ以上を食べている。
		問 11 問 12	平日の起床時間及び就寝時間が「決まっている」もしくは「だいたい決まっている」
生活習慣が整っていない	上記以外		

上記の定義により分類した結果、「生活習慣が整っている」子どもが60.2%、「生活習慣が整っていない」子どもが39.8%となっています。

経済的状況別にみると、「生活習慣が整っている」子どもは、区分1で54.7%、区分2で61.4%となっており、区分2のほうがやや高い割合となっています。



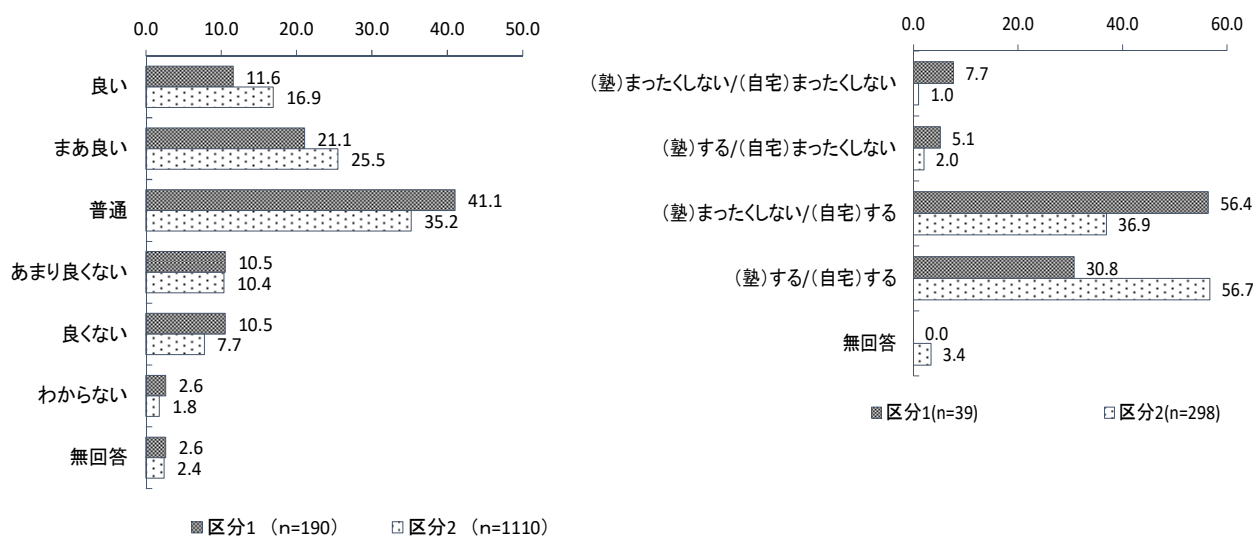
③学習の状況

保護者に、子どもの学校の成績についてうかがったところ、区分 1、区分 2 とも「普通」の割合が最も高くなっています。「良い」と「まあ良い」を合わせた割合は、区分 1 が 3 割強、区分 2 が 4 割強と差がみられます。

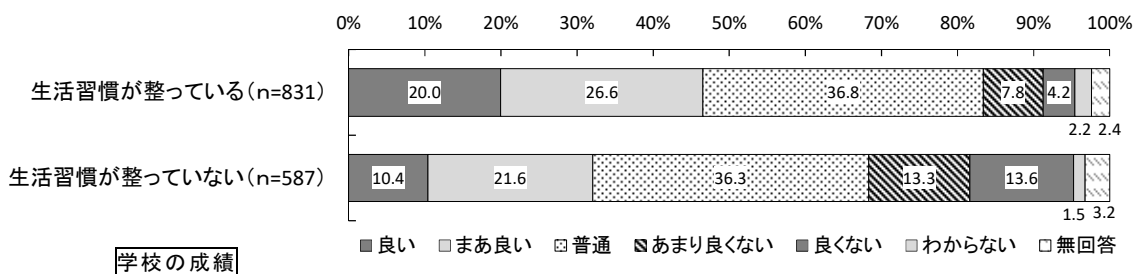
平日の学校以外での勉強について、区分 1 では、塾ではまったくしない、自宅ではする子どもの割合が高く、区分 2 では、塾でも自宅でもする子どもの割合が最も高くなっています。

子どもの生活習慣と学校の成績の関連性をみると、生活習慣が整っている子どものほうが、整っていない子どもに比べて「良い」の割合が高く、「良くない」の割合が低くなっています。

■子どもの学校の成績（小学生以上保護者） ■平日の学校以外での勉強（小学生以上保護者）



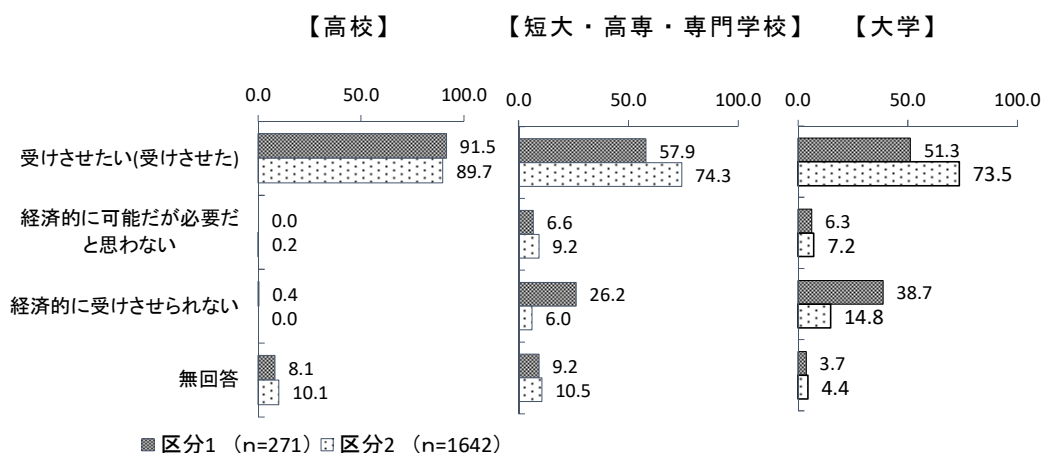
■生活習慣別_子どもの学校の成績（小学生以上保護者）



④ 進学意向

保護者に、子どもに受けさせたい教育についてうかがったところ、区分1では、短大・高専・専門学校までの教育で2割半ば、大学までの教育で約4割の人が「経済的に受けさせられない」と回答しています。区分2においても1割半ばの人が大学までの教育を「経済的に受けさせられない」としています。

■ 子どもに受けさせたい教育



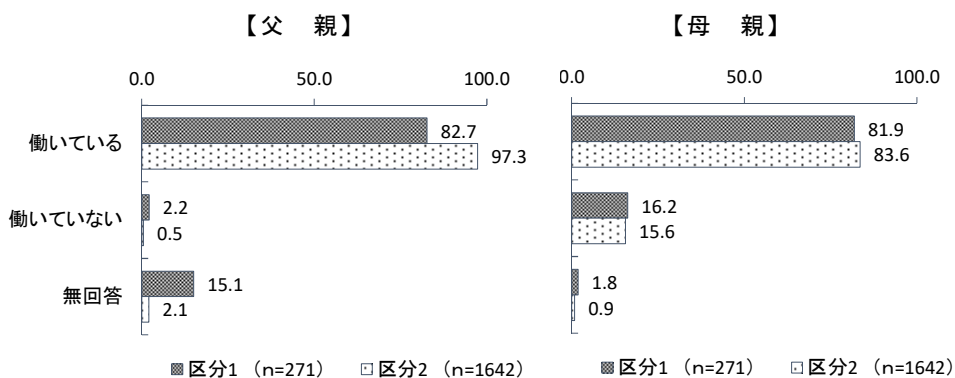
(3) 保護者の状況

① 就労の状況

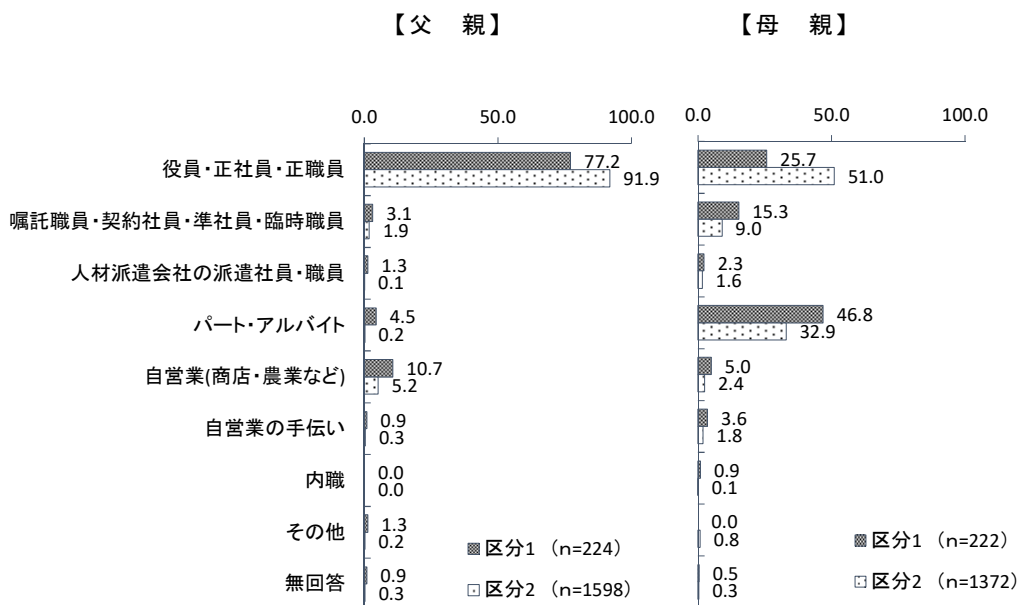
保護者の就労状況をみると、区分1と区分2では、父親の就労状況に差がみられ、母親の就労状況に差はみられませんでした。

勤務形態をみると、区分1は区分2に比べて、父親、母親とも「役員・正社員・正職員」の割合が低く、母親では「嘱託職員・契約社員・準社員・臨時職員」、「パート・アルバイト」の割合が高くなっています。

■ 保護者の就労状況



■ 保護者の勤務形態

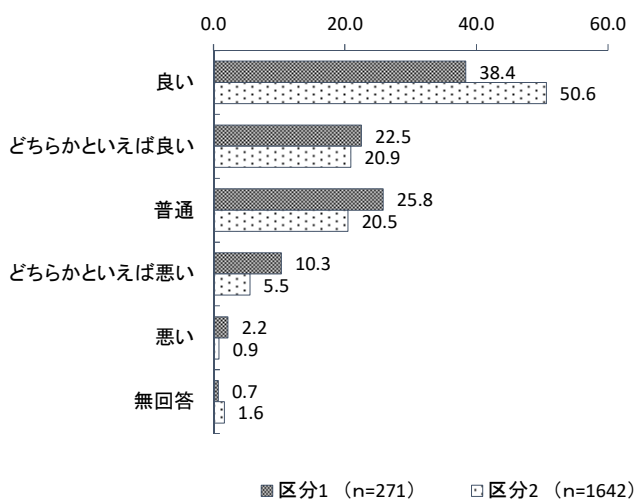


② 健康状態

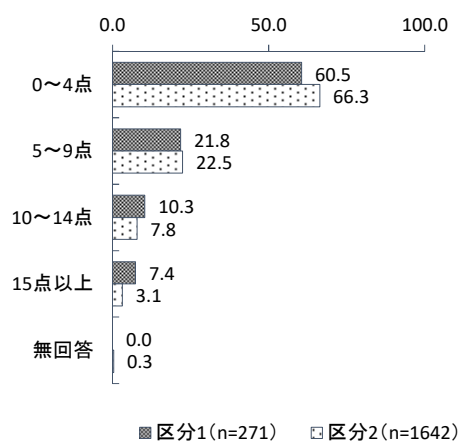
保護者の健康状態について、区分1は区分2に比べて「良い」の割合が低く、「普通」、「どちらかといえば悪い」の割合が高くなっています。

心の健康状態を表すK6スコアをみると、10点以上の割合が、区分1では2割弱、区分2では1割強とやや差がみられます。

■ 保護者の健康状態



■ 保護者の心の健康 (K6 スコア)



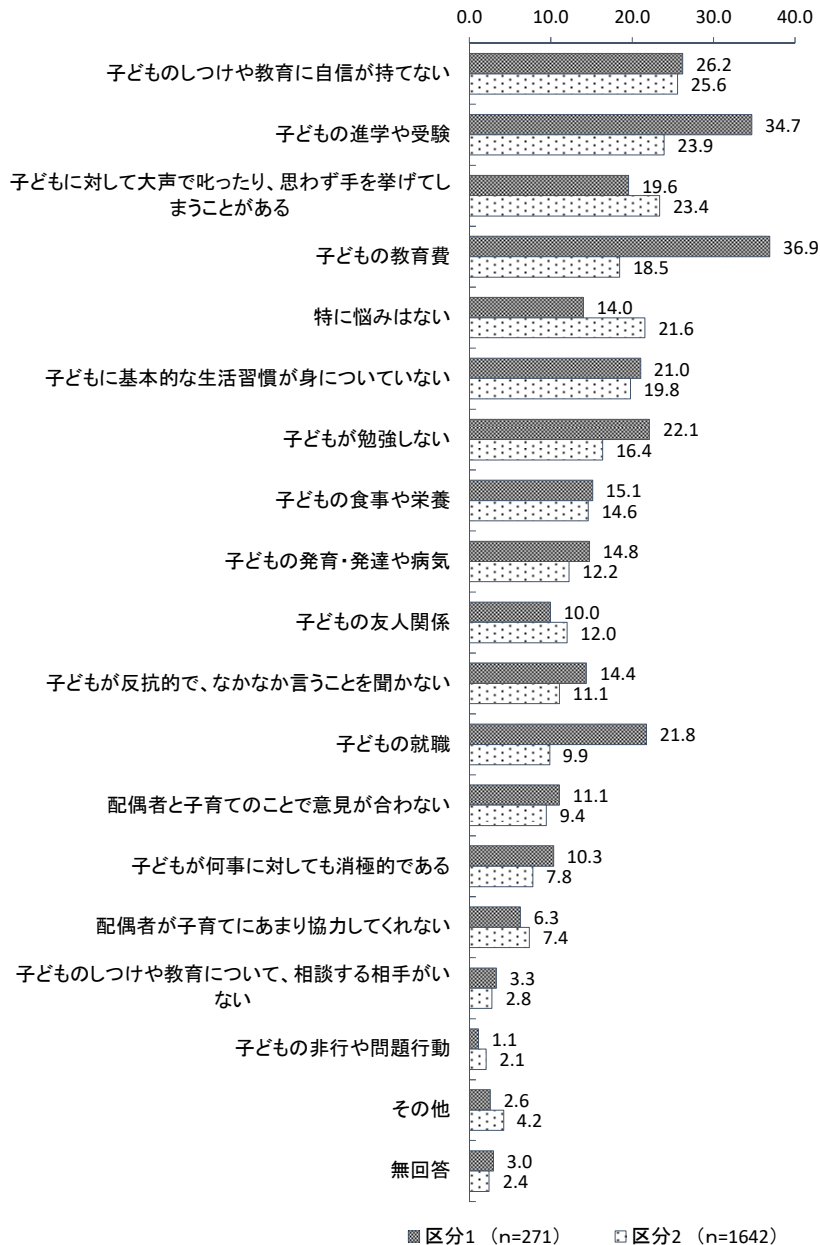
【K6 スコア】

K6とは、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニング（選別）するために開発された尺度。点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があると考えられています。

③子育ての悩み・不安

子育てや子どもにことで悩んでいることについて、区分1では「子どもの教育費」の割合が最も高く、また、区分2に比べて「子どもの進学や受験」、「子どもの就職」等の割合が高くなっています。

■子育てや子どものことで悩んでいること



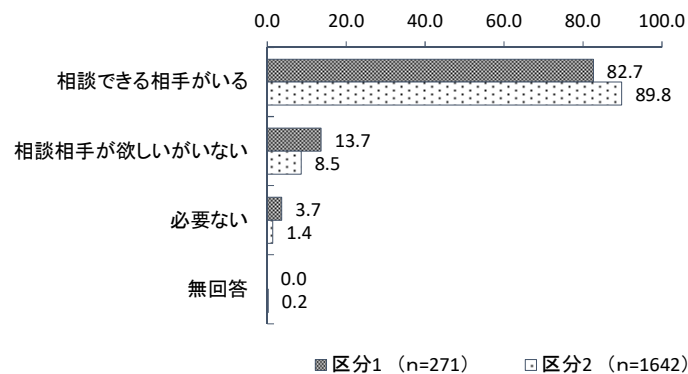
■ 区分1 (n=271) □ 区分2 (n=1642)

④子育ての相談相手

困ったときの相談相手について、区分1の1割強、区分2でも1割弱の人が「相談相手が欲しいがない」と回答しています。

世帯構成別にみると、特にひとり親世帯で「相談相手が欲しいがない」の割合が高くなっています。

■ 困ったときの相談相手の有無



■ 世帯構成別

単位：合計（人）、項目（％）

	合計	相談できる相手がいる	相談相手が欲しいがない	必要ない	無回答
ふたり親	1939	90.2	8.1	1.5	0.2
核家族	1148	89.6	8.3	1.8	0.3
三世代家族	722	91.0	7.8	1.1	0.1
その他	68	91.2	8.8	0.0	0.0
ひとり親	153	75.2	19.6	4.6	0.7
核家族	57	68.4	24.6	5.3	1.8
三世代家族	77	77.9	19.5	2.6	0.0
その他	17	82.4	5.9	11.8	0.0

■ 世帯構成別

単位：合計（人）、項目（％）

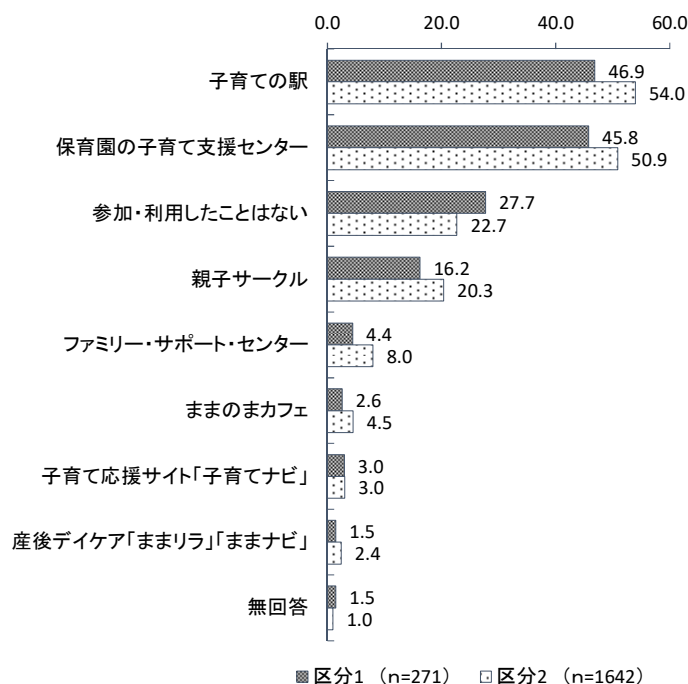
	合計	友人・知人	親・親族	配偶者	子ども	同じ立場の人	生幼稚園・保育園の先生	学校の先生	隣人・地域の人	専門家	カウンセラーなどの市役所など公的機関	民生委員・母子保健推進委員	その他	無回答
ふたり親	1906	75.0	74.9	79.4	15.9	15.2	15.2	14.1	12.5	4.8	2.9	1.8	2.2	0.8
核家族	1124	74.0	75.2	80.1	15.9	14.3	15.7	14.0	14.5	4.9	2.8	1.8	2.1	0.7
三世代家族	713	76.6	73.5	78.1	15.7	15.6	12.8	15.0	9.5	4.6	3.4	1.7	2.1	0.8
その他	68	73.5	83.8	80.9	17.6	26.5	29.4	7.4	10.3	5.9	1.5	2.9	2.9	1.5
ひとり親	145	75.2	69.0	5.5	23.4	24.8	12.4	18.6	10.3	10.3	5.5	2.1	2.1	0.0
核家族	53	75.5	62.3	5.7	34.0	26.4	7.5	20.8	11.3	11.3	5.7	1.9	3.8	0.0
三世代家族	75	76.0	66.7	5.3	17.3	24.0	13.3	18.7	5.3	9.3	4.0	1.3	1.3	0.0
その他	15	66.7	100.0	6.7	13.3	26.7	26.7	13.3	33.3	13.3	13.3	6.7	0.0	0.0

⑤子育て支援サービス・活動等の利用・参加状況

子育て支援サービスの利用状況や子育て支援活動への参加状況について、多くの項目で、区分1のほうが区分2より割合が低くなっています。

世帯構成別にみると、ひとり親世帯では「子育ての駅」が3割半ば、「保育園の子育て支援センター」が3割強となっているほか、「参加・利用したことはない」が4割以上と高く、ふたり親世帯と顕著な差がみられます。

■子育て支援サービスの利用や活動への参加状況



■世帯構成別

単位：合計（人）、項目（％）

	合計	子育ての駅	支援センターの子育て	参加・利用した	親子サークル	ファミリー・サポート・センター	ままのまカフェ	子育て応援サイト「子育てナビ」	産後デイケア「ままりら」「ままナビ」	無回答
ふたり親	1939	54.2	51.9	22.0	20.0	7.2	4.5	3.1	2.4	1.2
核家族	1148	55.1	50.5	21.1	21.1	9.5	5.1	3.0	3.3	1.2
三世代家族	722	51.5	52.6	23.7	17.6	4.2	3.5	3.3	1.2	1.2
その他	68	67.6	67.6	17.6	26.5	1.5	7.4	4.4	0.0	0.0
ひとり親	153	36.6	32.7	41.2	12.4	10.5	0.0	1.3	1.3	1.3
核家族	57	31.6	29.8	40.4	10.5	17.5	0.0	0.0	0.0	1.8
三世代家族	77	33.8	36.4	45.5	11.7	5.2	0.0	1.3	1.3	1.3
その他	17	70.6	29.4	17.6	23.5	11.8	0.0	5.9	5.9	0.0

4 子どもの貧困対策にかかる課題

(1) 子どもの貧困の状況把握

- ※二一ズ調査からは、貧困線相当以下の所得の世帯が全体の約 14%と一定数いる。
- ※子どもの貧困は見えにくいといわれる。例えば、経済的状況による所持品に大きな違いはないが、所持していない理由が異なる。



※課題や困りごと、SOS に気づき、必要な支援につなげていくためにも、子どもの貧困の実態を把握し、理解を促進していく必要がある。

(2) 子どもの居場所づくり

- ※子どもが自分らしくいられる場や信頼できる大人との交流の重要性が指摘されている。
- ※子どもの居場所（低額での食事提供や地域交流の場）を利用させたいと思う保護者の割合が無料の学習機会や体験活動機会に比べると低い。



※食事の提供にとどまらない居場所の充実と利用しやすい環境づくり

(3) 学習・体験機会の確保

- ※経済的に困窮している家庭の子どもは、自宅で学習しない人が一定数いるものの割合は低いが、塾での学習をまったくしない人の割合が 6 割近く。
- ※経済的に困窮している家庭では、そうでない家庭に比べて、有料の学習塾や習い事、年 1 回程度の家族旅行について「経済的にできない」とする割合が高い。



※家庭の経済的状況にかかわらず学習機会の確保
※地域における体験機会の充実と参加しやすい環境づくり

(4) 保護者の支援

※ニーズ調査からは、保護者の就労が経済的安定につながっていない、不安定な立場に置かれている状況がうかがえる。

※経済的状况により心身の健康状態や自己肯定感に差がみられる。

※経済的に困難な状況におかれている家庭のほうが子育ての悩みが重なっている



※支援が必要な保護者・家庭の早期把握と切れ目のない支援

※生活基盤となる安定的な就労に向けた寄り添い型の支援

(5) 包括的な支援体制

※貧困問題はその背景に複合的な要因があることが指摘されている。

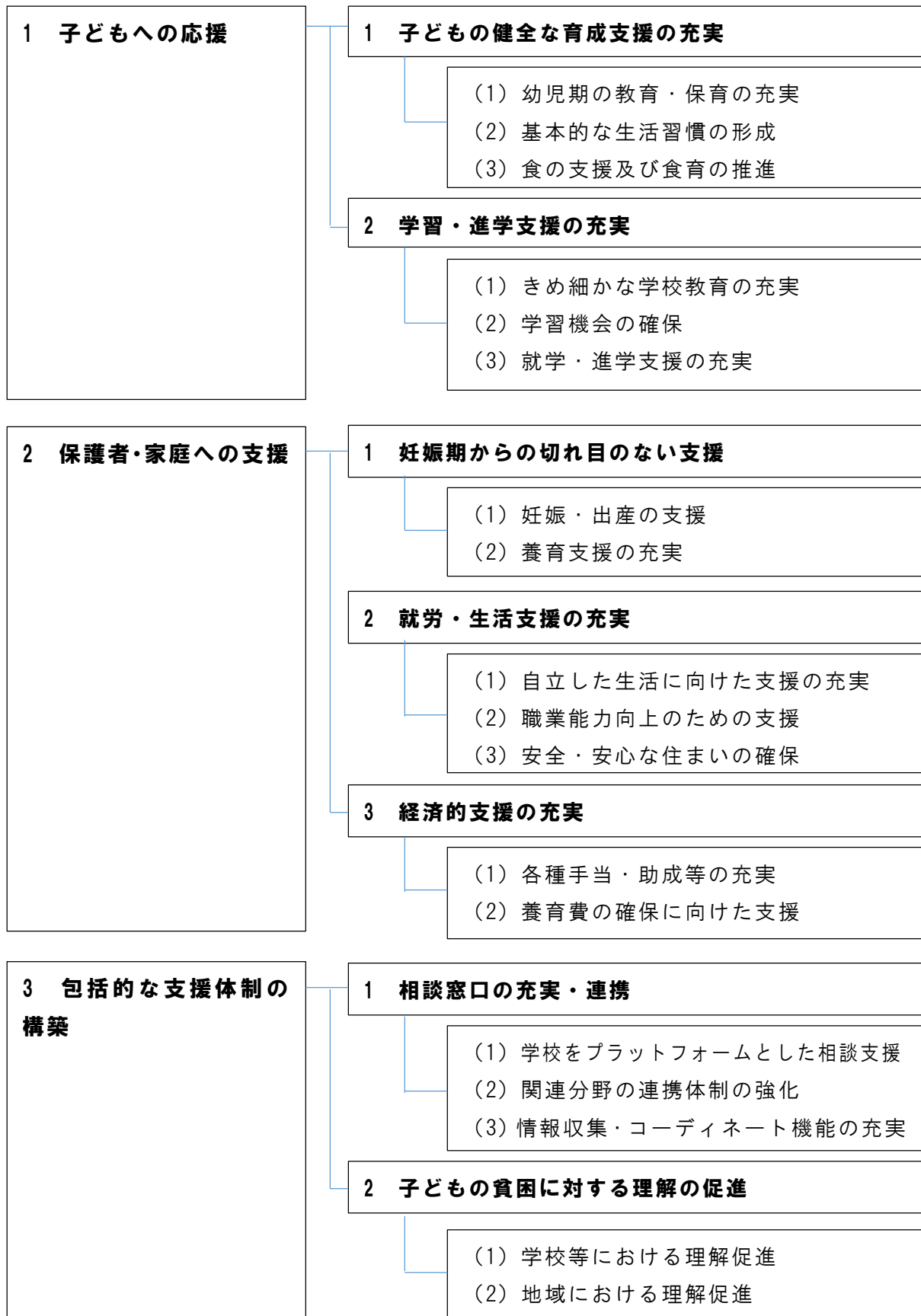
※ニーズ調査からも経済的に困窮している世帯では、子どもの生活習慣や学習、親の心身の健康など様々な影響との関連がみられる。



※多分野多職種の連携による包括的な支援の推進

※個々の状況に応じた専門的な支援につなぐコーディネート機能の充実

施策体系



第1章 子どもへの応援

1 子どもの健全な育成支援の充実

(1) 幼児期の教育・保育の充実

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育の提供を図るとともに、子どもの自己肯定感を育むための取組みを促進します。

また、幼児教育から小学校教育への子どもの発達と学びの連続性を重視した円滑な接続に向けた取組みを推進します。

【主な関連事業】

- ・子育て支援員育成事業
- ・第三者評価推進事業
- ・幼保小連携

(2) 基本的な生活習慣の形成支援

家庭環境にかかわらず、基本的な生活習慣を身につけることができるよう、保育園・幼稚園、学校等において、家庭への働き方を行いつつ、基本的な生活習慣の形成に向けた取組みをします。

【主な関連事業】

- ・幼児家庭教育講座
- ・就学時家庭教育講座

(3) 食の支援及び食育の推進

経済的理由等で十分な食事がとれない家庭や子どもに対し、必要な栄養をしっかりと摂れるための食の支援に取り組みます。

また、様々な機会を通じて、食の大切さを理解し、望ましい食生活を実践できるための支援の充実を図ります。

【主な関連事業】

- ・子ども食堂運営費補助金
- ・食育の推進

2 学習・進学支援の充実

(1) きめ細かな学校教育の充実

家庭環境や経済的な状況によらず、一人ひとりの子どもが基礎的な学力を身につけ、自己肯定感を育み、将来の自立や社会生活に対応できるよう、個々に応じたきめ細かい指導や支援の充実を図ります。

また、特別な支援を必要とする児童・生徒や帰国児童・生徒、外国人児童・生徒などに対する個に応じたきめ細かな教育の推進を図ります。

【主な関連事業】

- ・熱中！感動！夢づくり教育
- ・特別支援学級、総合支援学校・高等総合支援学校の教育環境の整備
- ・外国出身の児童生徒に対する支援

(2) 学習機会の確保

家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない子どもに対し、一人ひとりの状況に応じて、学習意欲や学力を身につけるための学習支援の場を提供し、制度の充実を図ります。

【主な関連事業】

- ・子どもの学習支援事業
- ・学校・子どもかがやき塾事業

(3) 就学・進学支援の充実

すべての子どもが安心して学校に通い、勉強することができるよう、経済的に困難な状況にある家庭に対して就学援助等の支援を行います。

また、希望する進学や就学継続を経済的な理由により断念することのないよう、経済的な支援の充実を図ります。

【主な関連事業】

- ・就学援助制度の実施

3 居場所づくりの推進

(1) 地域における子どもの居場所づくり

就労などで放課後等に保護者が不在となる家庭の子どもが安全・安心して過ごすことができる場の充実を図ります。

また、困難や生きづらさを抱えている子どもたちが自分らしく過ごすことができる地域の居場所づくりに関する取組みを支援します。

【主な関連事業】

- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・放課後等デイサービス事業
- ・子ども食堂運営費補助金（再掲）

(2) 多様な体験・交流機会の創出

子どもたちが様々な体験活動を通して、社会性や自立能力を高め、将来への就業イメージを得ることができるよう、また、信頼できる大人との出会いや交流を通して将来に希望を持ち、豊かな人間関係の中から社会性を身につけられるよう、多様な交流機会の創出に努めます。

【主な関連事業】

- ・放課後子ども教室推進事業
- ・青少年の交流・体験活動の機会の提供
- ・やまっ子クラブ運営事業

(3) 気軽に相談できる身近な場の充実

学校や地域の中で子どもが抱えている悩みや不安、困りごとなどを気軽に相談でき、親身になって受け止めてくれる場の充実に努めます。

また、子どもの悩みに寄り添いながら専門的な相談を受けることができる体制の強化と周知を図ります。

【主な関連事業】

- ・子どもふれあいサポート事業
- ・子どもサポートコール
- ・

第2章 保護者・家庭への支援

1 妊娠期からの切れ目のない支援

(1) 妊娠・出産の支援

命の大切さや性に関する正しい知識の普及、適切な行動を身に着けることができるための取組みを推進します。

また、すべての妊婦が安心して出産できるよう、若年や未婚、望まない妊娠等で妊娠・出産に悩みや不安、リスクを抱えている妊婦の把握に努め、出産前からの継続した相談支援を行います。

【主な関連事業】

- ・ 性教育の充実及び性感染症予防に関する正しい知識の普及
- ・ 妊婦健康診査事業
- ・ 妊産婦・新生児訪問指導事業

(2) 養育支援の充実

乳幼児健診や各種訪問事業等を通じて、養育の支援が必要な家庭の早期把握に努めるとともに、生活環境・生活習慣の整備や適切な親子関係の構築に関する支援を行います。

【主な関連事業】

- ・ こんにちは赤ちゃん訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業（産前産後サポート事業）
- ・ 産後デイケア事業

2 就労・生活支援の充実

(1) 自立した生活に向けた支援の充実

経済的に困難な状況にある家庭やひとり親家庭の保護者に対し、日常生活に対する支援や精神面でのケア、養育費の確保等、個々の状況に応じたきめの細かな支援を行い、生活自立を応援します。

【主な関連事業】

- ・母子・父子自立支援プログラム策定
- ・生活困窮者自立相談支援事業

(2) 職業能力向上のため支援

職業訓練や学び直し等に関する各種給付金制度等の活用を促進するなど、安定的な就労につながる職業能力向上のための支援の充実を図ります。

【主な関連事業】

- ・自立支援教育訓練費給付制度
- ・高等職業訓練促進給付金等支給制度

(3) 安全・安心な住まいの確保

子どもたちが安全な環境下で安心して生活できるよう、子育て世帯を対象とした市営住宅の優先入居や経済的に困窮している家庭に対する給付などの住宅支援を行います。

【主な関連事業】

- ・公営住宅におけるひとり親世帯・多子世帯の優先入居
- ・生活困窮者住居確保給付金

3 経済的支援の充実

(1) 各種手当・助成等の充実

家庭の状況に応じた各種手当や医療、教育・保育等にかかる費用に対する助成、減免等の充実により、経済的負担の軽減と安定した生活基盤の確保を図ります。

【主な関連事業】

- ・ 児童扶養手当の支給
- ・ ひとり親家庭等医療費助成
- ・ 保育園等の保育料の軽減

(2) 養育費の確保に向けた支援

関係機関と連携し、養育費の取り決めや確保に向けた相談・助言等を行うとともに、専門的な相談窓口の周知を図ります。

【主な関連事業】

・

第3章 包括的な支援体制の構築

1 相談窓口の充実・連携

(1) 学校をプラットフォームとした相談支援

学校を窓口として、困難を抱える家庭の子どもを早期に発見し、子ども一人ひとりに寄り添った必要な支援・制度につなぐため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を持つスタッフの更なる活用や関係機関との連携強化等、相談支援体制の強化を図ります。

【主な関連事業】

- ・スクールソーシャルワーカー活用
- ・スクールカウンセラー配置

(2) 関連分野の連携体制の強化

経済的・複合的な課題により困難な状況にある家庭に対し、包括的な支援を行うことができるよう、教育、保健・福祉・医療、就労、法律等の各分野の関係機関が定期的な意見交換や事例検討ができる連絡会の設置など、関係機関同士の顔の見える関係やネットワークづくりを推進します。

【主な関連事業】

- ・子どもふれあいサポート事業
- ・要保護児童対策地域協議会の運営

(3) 情報収集・コーディネート機能の充実

困難を抱える家庭の子どもと保護者に関する情報を収集し、子どもの貧困に関する実態把握を図りつつ、それぞれの状況に応じて専門的な支援につなげることができるコーディネート機能の充実を図ります。

【主な関連事業】

- ・子どもナビゲーターの配置

2 子どもの貧困に対する理解の促進

(1) 学校等における理解促進

困難を抱える家庭の子どもの生活状況や、子どもの貧困が及ぼす子どもの健康、学力、将来への影響、学校における取組み等について理解を深め、また、子どもの些細な言動などから貧困のサインを受け止め、早期に支援につなぐことができるための取組みを推進します。

【主な関連事業】

(2) 地域における理解促進

子どもの貧困について、地域の理解と協力を求め、地域、企業、NPO、ボランティア、民生委員・児童委員等の協力関係のもと、困難を抱える家庭の子どもと保護者を地域全体で見守り、応援する環境づくりを推進に取り組みます。

【主な関連事業】